

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第 8 回				
開催年月日	平成25年11月12日(火)				
開催時間	13:00～17:15				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西CC		工場長	大須賀 利明
			技術班	主 幹	高橋 康夫
	技術班		主 幹	鳥羽 洋志	
		技術班	副主幹	土屋 茂巳	
		主 査	鈴川 昭夫		
		副主査	川砂 智行		
関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		課 長	川嶋 一郎	
	白井市環境建設部環境課		課 長	藤咲 克己	
	栄町環境課		課 長	岩崎 正行	
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課 長	朝日 大輔	
			主 任	糸山 豊	

※堀本委員(印西市公募住民): 欠席

※傍聴人: 5人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第7回会議）	3
3 候補地の比較評価項目・基準・配点（案）について	4
4 候補地の募集要項（案）について	4 0
5 その他	5 7
6 閉会	5 7

次第1 開会

川砂智行（事務局：副主査）

只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第8回会議を開会します。

開会に当たり委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

第8回の用地検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。

11月3日には意見交換会も開催し、出席された方におかれましてはご苦勞様でした。

今日は、比較評価項目・基準・配点及び募集要項を皆さんのご協力で仕上げていきたいと考えています。

今後の予定が決まっている状況なので、是非ご協力の程をお願いしたいと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

ありがとうございました。

それでは以後の会議進行を委員長をお願いします。

進行（委員長）

議題に入る前に、本日第8回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順をお願いしているところですが、今回は河邊副委員長と渡邊副委員長をお願いしたいと思います。

次第2 会議録について（第7回会議）

進行（委員長）

次第の2番、「第7回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

第7回会議のダイジェスト版会議録をご覧ください。

第7回会議の会議録は、大変申し訳ありませんが作成が間に合わず、過日メール送信したダイジェスト版を本日提出するものです。

通常の会議録は、今月末までには作成できるものと見込んでいます。

寺嶋均（委員長）

事務局から説明が終わりました。

質問などがありましたらお願いします。

（「なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

この会議録はダイジェスト版ですが、本来の会議録はメール等で各委員に届くと思うので、後日確認いただくことでよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

次第3 候補地の比較評価項目・基準・配点（案）について

寺嶋均（委員長）

続きまして、次第の3番、「候補地の比較評価項目・基準・配点（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

資料の1ページをご覧ください。

今月の3日に開催した意見交換会は、6時間を超える長時間の会議となり、ご出席いただいた委員の皆様におかれましては、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

また、日程調整の関係で、ご出席が叶わなかった委員の皆様におかれましては、大変申し訳ありませんでした。

それでは資料の説明をしますが、私からは3日の意見交換会における概要を説明し、その後、コンサルタントから詳細説明を行います。

意見交換会の概要は、先週末に皆様にメールでも報告したところですが、大きな部分としては、評価の方法が挙げられます。

事前に簡明な形で定量化し難い評価項目は、総合的な定性的評価をすることとなりました。

2次審査のNo.6、No.7、3次審査のNo.14、No.16が該当します。

これらは、2回予定している現地調査や、住民合意形成に関しては周辺住民意見交換会などにおいて、新たな評価視点、評価基準、重み付けの考え方が見出される可能性があります。

よって、事務局としても弾力的かつ丁寧な評価が可能となる、定性的な評価が妥当であると考えております。

次に、重複評価の関係ですが、例えばNo.9の地球温暖化防止と、No.15の経済性は、それぞれ収集運搬車の走行距離を基準としていますが、評価の視点が違うことから妥当とされました。

次に、○△×式の評価方法についてですが、結局のところ「○」が何個あるので第何位といった数値をベースとした序列を付けざるを得ないことから、原案の点数評価のままとなっています。

ただし、管理者への答申の際は、評点に基づく序列だけではなく、候補地毎の性質・特徴などを記述で纏め、答申書に添えることとなりました。

次に、3次審査のNo.16、地域社会貢献は、まちづくりの観点などから重要な項目であるといった趣旨の意見を起点として活発な意見交換をされ、配点について15点から30点へ大幅に増加しました。

次に、候補地に設定されている抵当権等の権利、占有者及び境界確定状況などは、ある意味では個人情報的な側面があり、公開会議で評価することは不適切であると考え、評価項目から除外することとなりました。

なお、これらを公開会議で審査するとなると、応募者は相当な抵抗感を持たれると思われま

す。しかしながら、これらは、事業推進に大きな支障を来す可能性があることから、事務局側で各種調査を行い、施設の建設運営が著しく困難な状況であることが確認された場合は、1次審査のNo.4、①の基準を適用させ、候補地から除外することを皆様に提案したいと考えています。

朝日大輔（コンサルタント）

引き続き資料の1ページをご覧ください。

まず、この資料全体については、第7回の会議資料から11月3日に開催した意見交換会を踏まえ、修正した箇所を赤書きしています。

まず、大項目の名称を住民が想定しやすい文章表現とすべく4箇所修正しています

順番に説明しますが、まず2次審査のNo.5、No.6の大項目で、前回資料では環境保全としていましたが、これを生活環境の保全に修正しています。

次にNo.7、No.8、No.9の大項目で、前回資料では環境保全としていましたが、これを自然環境等の保全に修正しています。

次にNo.12、No.13の大項目で、前回資料では安全性としていましたが、これを地盤の安定性に修正しています。

最後にNo.14の大項目で、前回資料では住民合意形成としていましたが、これを住民合意形成の状況に修正しています。

続いて配点ですが、2次審査は減点評価、3次審査は加点評価と区分したことから、最大配点という言葉が最大減点または最大加点という言葉に置き換えて、表現を統一しました。

次に3次審査への進み方について修正しています。

2次審査、100点から減点評価という欄をご覧ください。

右側に赤字で文章を加えていますが、3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決定するとしました。

前回資料では、60点以上の候補地は3次審査へ進むという内容でしたが、実際に評価をしながら検討委員会の中で決すべきとの意見に基づき修正しました。

次に、もう少し詳細に変更した箇所の配点を順に説明しますが、まず1次審査における主な変更点は2点あります。

1つは面積要件ですが、前回資料では2.5haから3haという表現で、幅を持たせましたが、必要な面積が分かり難くなるだろうという意見から、2.5haのみという形に修正しました。

ただし、防災調整池が必要な場合は、2.5ha以上の面積を必要とする場合があるとした但し書きを付け加えています。

次にNo.4、その他をご覧ください。

①の赤字ですが、「敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地」という文章を付け加えました。

次に評価基準について、先程事務局から説明がありましたが、定量評価から定性評価に評価の基準を変えている項目があります。

先ず2次審査のNo.6の地域景観への影響と、No.7の里地里山の保全ですが、これらは現地調査を実施し、総合的に評価する形に修正しています。

次に3次審査No.14、住民合意形成の状況と、No.16、地域活性化への寄与ですが、これらは周辺住民意見交換会などによるヒアリング結果に基づいて総合的に評価する形に修正しています。

今回の用地選定は、基軸として公募型というスタイルを採用しており、住民サイドから候補地の応募をしていただく手法となります。

したがって、どのような候補地が応募されるかを現段階で想定することは困難なので、事前に評価基準を明確にすることが難しいと判断されます。

また、すばらしく評価し易い候補地が応募される可能性もあるので、現段階では枠組みのみを捉えておき、先ずは募集を行い次のステップに進めることが適切だと考えています。

最後に点数の変更について説明します。

No.7、里地里山の保全は、前回資料ではマイナス15点という最大減点でしたが、これをマイナス10点に変更し、差し引き5点をNo.9、地球温暖化防止に加え、地球温暖化防止の最大減点をマイナス5点からマイナス10点に修正しています。

なお、地球温暖化防止の最大減点は、3日の意見交換会でマイナス5点かマイナス10点で議論が分かれたので、本日、参考資料①により改めて審議していただければと考えています。

次にNo.11、用途地域の適合ですが、都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の用途地域を減点する方向となり、評価としては、3段階から2段階へ変更しました。

そうしたことから、最大減点について前回資料ではマイナス10点でしたが、これをマイナス5点に修正し、差し引き5点をNo.5の病院等に加え、住宅、学校等、病院等、それぞれの減点についてマイナス10点ずつの配分とし、バランスを図りました。

次にNo.13、地形の状況ですが、土砂災害が懸念される候補地を減点する項目ですが、前回資料では、急傾斜地がマイナス3点、土砂災害区域等でマイナス2点としていましたが、どちらか1つでも該当すればマイナス5点にする形で修正をしています。

次に3次審査の点数の変更ですが、No.14、住民合意形成の状況を45点から40点に変更しています。

変更理由は、前回資料では敷地境界の確定状況が小項目にありましたが、当該項目を1次審査のNo.4、その他の項目で確認することによります。

No.15の経済性は、40点から30点に変更、No.16の地域社会貢献は、まちづくりの視

点から重要な項目と判断し、15点から30点に変更しています。

なお、補足資料は、これらの修正に基づき、項目の並びや点数の修正をしていますが、実質的には大きく変わっていません。

寺嶋均（委員長）

事務局からの説明が終わりました。

この議題と次の議題に関連して、委員の皆さんや、住民の方からたくさんの意見書が提出されていますが、基本的に3日に開催した意見交換会において、それらを取り上げて議論しました。

その議論の結果に基づき、事務局側で評価項目・基準・配点（案）を調整したということなので、ここで意見書の1つ1つを採り上げず、議事はこのまま進めたいと思います。

なお、変更や追加の意見がある際は、具体的な代案として発言いただけると議事進行が円滑に進むので、よろしくお願いします。

それでは、まず、1次審査の用地条件の確認について、質問や意見があれば出してください。

岩井邦夫（委員）

No.3の自然公園ですが、ここでは県立印旛手賀自然公園だけが該当するとなっていますが、一般的な市町の公園は該当しないのでしょうか。

また、No.4のその他の②における暴力団の関係ですが、最後のくだりで用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地でも除外するとしていますが、2月7日以降とした意味が分かりません。

川砂智行（事務局：副主査）

自然公園以外の公園は、土地所有者が行政となります。

よって、今回、候補地を広く公募しますが、他薦を認めていないことから、住民の皆様などから自然公園以外の公園用地で応募されることは当然のことながらないものと考えています。

岩井邦夫（委員）

県立花の丘公園はどうですか。

川砂智行（事務局：副主査）

行政が所有する公園は、候補地の前提としていません。

自然公園は民有地であっても公園の指定がされるので、確認項目として掲げました。

渡邊忠明（副委員長）

自然公園は土地所有者に関係なくゾーニングで指定出来ます。

岩井邦夫（委員）

民間の土地でも自然公園に指定されるということですか。

渡邊忠明（副委員長）

はい。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

渡邊忠明（副委員長）

それと自然公園は分かりやすく言えば神様が造った風景で、花の丘公園は人工の公園なので、土地があれば代替え出来るでしょうが、そういう土地で応募されることはないという前提だと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

暴力団の関係ですが、25年2月7日は組合議会定例会の開催日で、組合附属機関条例が可決され、当該条例で用地検討委員会は位置付けられています。

議案説明の中で用地を広く公募するということを明らかにしていますので、以後に所有権移転したものは除外する考えです。

岩井邦夫（委員）

暴力団が所有する土地では応募が出来ないだろうと想定し、予め他者へ所有権移転する行為に対する対策ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい。そういった可能性もあると考えています。

寺嶋均（委員長）

その他、1次審査、用地条件の確認について何か意見はありますか。
なければ事務局案のとおりでいかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

異議なしと認めます。

1次審査、用地条件の確認は、これで決定します。

次に2次審査に関して、質問や意見があれば出してください。

渡邊忠明（副委員長）

貴重種の定義は補足資料に記載されているとおりですが、この定義だと対象が非常に広くなります。

候補地を応募してもらうという取り組みにおいて、これでは幅が広過ぎると思います。

前回会議で土田学識経験委員からレッドデータブックの分布情報に関し否定的な意見をいただきましたが、そもそも環境行政は学識経験者の学術的データに頼らなければならない宿命があるので、行政の判断よりも学識経験者の情報のほうに価値があるというか、評価が高くなります。

こだわるわけではありませんが、レッドデータブックの絶滅危惧種に絞っておけば、対象が狭くなり、幅広い土地が集められるのではということで主張し続けてきました。

また、植物等は高度利用しないので、高度利用の修飾語に猛禽類を加え、猛禽類が高度利用とすべきです。

これも、あまりマイナスの枠を広げたくないという発想に基づくものです。

寺嶋均（委員長）

委員会として評価し易い、あるいは、的確な評価が出来るようなという意味合いでの意見

だと思いますが、かなり専門的な事柄なので、表現なり何なりの的確な表現があれば仰っていただいで結構です。

渡邊忠明（副委員長）

レッドデータブックあるいはレッドリストに掲載されている絶滅危惧1類又は2類の分布の有無を評価対象とし、それらが分布していればマイナス5点、していなければ0点でどうでしょうか。

川砂智行（事務局：副主査）

分布している、分布していないではなく、分布する可能性が高い、分布する可能性が低いでしょうか。

岩井邦夫（委員）

分かり易いほうが良いです。

なお、猛禽類が高度利用というのは、何かそぐわないような気がします。

渡邊忠明（副委員長）

餌場などが該当します。

岩井邦夫（委員）

高度利用というのは専門用語ですか。

渡邊忠明（副委員長）

はい。

藤森義韶（委員）

レッドデータブックから除外された絶滅危惧種のうち、印西・白井・栄地区における生物資源の貴重種が相当あるような気がします。

例えばオオタカはどうでしょうか。

渡邊忠明（副委員長）

オオタカは判断が難しく、レッドリストの絶滅危惧種から除外されて準絶滅危惧種となりましたが、野生生物の種の保存に関する法律では、未だに国内貴重野生種としています。

よって、環境アセスメントの際はレッドリストに掲載されている扱いで評価するのが通常です。

藤森義韶（委員）

この地区で自然保護運動しているNPO関係の方達に意見を聞くと、地域の状況を勘案した際、単にレッドブックに掲載されているという基準だけではなく、もう少し幅を広く持たせたほうが良いのではということでした。

NPOに携っているある程度知識を持った方等の意見は尊重すべきだと思います。

渡邊忠明（副委員長）

心情的には大賛成ですが、広く用地を集めたいということと、土田学識経験委員が仰った根拠を考えた際、どうしたら良いのか私も正直迷うところです。

寺嶋均（委員長）

レッドデータブックに、括弧書きで猛禽類を含むと記載することはどうでしょうか。

渡邊忠明（副委員長）

猛禽類のうち、サシバが新たに絶滅危惧Ⅱ類に選定されていますので、猛禽類は独立した記載が良いと思いますが、先程申し上げたとおり迷うところがあるので、他の委員のジャッジで結構です。

寺嶋均（委員長）

私は専門ではありませんが、レッドデータブックに掲載されている種だけを対象に評価するにしても、掲載されていない種を含めて保全に繋がるような形になるのであれば、レッドデータブックだけを指標にすることであっても良いと思います。

岩井邦夫（委員）

ゲンジボタルなどの希少な種類ものは保護すべきと当然思うので、やはり住民の意向を尊重したほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

了解しました。

提案のとおりで結構です。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局案のとおりでよろしいですか。

寺嶋均（委員長）

猛禽類を加えるという意見がありました。

渡邊忠明（副委員長）

高度利用とは動物が使う場所なので、猛禽類と規定すべきです。

川砂智行（事務局：副主査）

事務局案の評価基準において、高度利用の前に「猛禽類が」を加えることでよろしいでしょうか。

寺嶋均（委員長）

そのように修正してください。

その他、何かありますか。

亀倉良一（委員）

No.9の地球温暖化防止の件ですが、3日の意見交換会では人口重心と最遠点におけるCO₂排出量の比較をして、その差が大きければマイナス10点に、差が小さければマイナス5点という話でした。

今日配布された資料を見るとマイナス10点となっているので、差が大きいという考え方で整理したということですか。

寺嶋均（委員長）

参考資料①を説明してください。

朝日大輔（コンサルタント）

参考資料①をご覧ください。

先ず図を見ていただきたいのですが、真ん中に青いマルを表記しています。

この位置は、関係市町の人口重心です。

また、各市町それぞれの人口重心も表記しています。

それらの距離に基づき試算していますが、例えば印西市は、表の中のBの部分で2.3kmとなっています。

これは印西市の人口重心から印西地区の人口重心までの直線距離が2.3kmということになります。

また、Cの部分は14.1kmとなっていますが、これは、印西市の人口重心から印西地区の最遠点までの直線距離が14.1kmということになります。

こうした形で距離を出し集計した結果が、3ページとなります。

先ず印西市は人口重心の距離でいくと、年間165.8tのCO₂が排出されます。

白井市は195.5t、栄町は94.9tで、合計すると年間456.2tのCO₂が排出されます。

対して最遠点で同様に計算すると年間合計で1,129.7tのCO₂が排出されます。

これを点数に置き換えると最遠点がマイナス10点、人口重心ではマイナス4点という結果になります。

同様に5点評価にすると、最遠点がマイナス5点、人口重心ではマイナス2点という結果になります。

なお、関係市町の人口重心で年間456.2tのCO₂が排出されますが、この量は平成18年度に印西市の市役所、小中学校、幼稚園などの公共機関が排出したCO₂の量と同等となります。

また、同様の条件で平成18年度に白井市では年間390tのCO₂が排出されていることから、関係市町の人口重心における年間のCO₂が排出量456tは、それなりの量であると考えられます。

最遠点では更に2.4倍のCO₂が排出されるので、点数配分としては10点が良いと考えています。

寺嶋均（委員長）

やはり場所によってCO₂の排出量が違ってきますね。

藤森義韶（委員）

確か前回会議で、各自治体はステーションを持っているという説明があったと思います。

しかし、ごみは各自治体が直接印西クリーンセンターに運搬していると思いますので、ステーションの意味を確認します。

鳥羽洋志（事務局：主幹）

ステーションは、構成市町内に約3,000箇所あり、収集車はその収集ステーションを回って印西クリーンセンターにごみを搬入しています。

藤森義韶（委員）

ごみを一定の場所に全部集めたうえで、大型車で印西クリーンセンターに搬入するということではないのですね。

寺嶋均（委員長）

中継方式を行っているかどうか。

高橋康夫（事務局：主幹）

行政面積の広い自治体では中継所、つまり積替所で小型車から大型車に積み替えるためのステーションを整備して、大型車で中間処理施設まで運搬をするケースもありますが、印西地区の行政面積程度ではその必要はありません。

なお、中継所を造るとなると、ごみ処理施設を造るのと同じ位、周辺住民のご理解が必要となります。

藤森義韶（委員）

各ステーションを回る収集車の全てが、直接印西クリーンセンターに搬入する前提でCO₂排出量を試算しているということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

はい。

藤森義韶（委員）

分かりました。

黒須良次（委員）

運搬によるごみ収集車の排気ガスの内、CO₂の発生量の比較ということで、関係市町の重心と最遠点まで運んだ場合の比較ということでしたが、その発生量の比較材料を印西市管内の公共施設におけるCO₂の発生量にしたということですか。

朝日大輔（コンサルタント）

はい。

黒須良次（委員）

白井市管内における公共施設のCO₂発生量は390tですね。

朝日大輔（コンサルタント）

はい。年間です。

黒須良次（委員）

現在、印西クリーンセンターがごみを燃やすことによって排出しているCO₂の年間の量はどの程度ですか。

また、ごみ処理基本計画検討委員会で検討している将来における年間の焼却見込み量に対応するCO₂の発生量もアバウトで良いので教えてください。

高橋康夫（事務局：主幹）

平成24年度におけるごみ焼却でのCO₂の発生量は、28,963tと計算しています。

ただ、この計算方法は、ごみに含まれるプラスチック類、あるいは繊維類、そういった温暖化ガスの算定基準となる成分の割合によって算出します。

よって、それらが減れば基本的には同じ焼却量でもCO₂の発生量は少なくなります。

プラスチック類の割合としては、23.8%で計算しています。

黒須良次（委員）

現状が28,963tで良いですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

平成24年度の計算はそうなります。

黒須良次（委員）

計画の見通しはどの位ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

昨年度の焼却量が42,000t弱ですが、平成40年度の予測では48,000t弱と
しています。

なお、減量目標を達成するのであれば、焼却量は36,232tになります。

黒須良次（委員）

それはCO₂排出量ではなくてごみ量ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

焼却量です。

黒須良次（委員）

CO₂ベースでどれ位ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

減量目標を達成するのであれば、25,000t位を見込んでいます。

黒須良次（委員）

ということはCO₂排出量が現状よりも少なくなるということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

焼却量が少なくなるので、比例すればそのような形になります。

ただし、プラスチック分が多くなればCO₂の排出量は多くなります。

黒須良次（委員）

試算によると運搬におけるCO₂排出量は、1番効率的と思われる人口重心で年間456t、最遠点で1,130tということですが、これに今確認した焼却によるCO₂排出量を
加えた量が、中間処理施設が排出する総CO₂に近い数字という理解で良いですか。

そうすると、運搬試算におけるCO₂排出量をどの位重視すべきかというところで、大分
感覚的に分かったと思いますが、運搬によるCO₂の排出量は最大でも全体の2%から3%
にしか相当しないということですね。

寺嶋均（委員長）

清掃工場から排出されるCO₂の量は、地球温暖化に与える影響という観点から算出すべ
きと思います。

ごみの70%程度を占めるバイオ分を焼却した際に排出されるCO₂は、地球温暖化には
全然影響がなく、無視して良いCO₂となります。

残りの30%程度は実質的に地球温暖化に影響がありますが、燃やして発電し、工場の電
力を自給すると東京電力が発電量をそれだけ減らせます。

また、余剰電気を東京電力などに売却することにより、その分は電力会社が発電量を減ら
せます。

そのような部分を換算した上で、最終的に清掃工場から排出されるCO₂が地球温暖化に
対してどれだけの影響を与えるのかを計算して出さないといけません。

そして、収集車から排出されるCO₂との関係も比較しないといけません。

そこまでのデータを出して比較しないと話にならないと思います。

黒須良次（委員）

そうした計算は出来るのですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ焼却施設から排出される **CO₂** は、先程説明したように平成24年度ベースで29,000 t弱となりますが、これは、バイオ分を差し引いた形で算出しています。

岩井邦夫（委員）

温室効果ガスの件ですが、確かに今20数%プラスチック類が入っていますが、まだまだリサイクル可能なプラスチック類が多く、努力すれば半減はするだろうと言われています。

ごみ焼却場から排出される **CO₂** の内、化石燃料由来のものは大気中に滞ってしましますが、収集車の排気ガス量は少ないから良いのではという理論は成り立たないと思います。

大体、1家庭当たり年間4 t位の温室効果ガスを排出しているので、温室効果ガスが1,200 t位だとすると300世帯位の家庭から出る **CO₂** 量に相当します。

例えばそれを3分の1位に抑えられるのであれば、当然それを選ぶべきだと思います。

出来るだけ減らすということです。

よって、少々多くても良いというのは、少し暴論だと思います。

私は地球温暖化防止推進員なので。

黒須良次（委員）

CO₂ の排出量の話ですが、基本的に岩井委員が仰ったように出来る限り削減することは当然の話だと思いますが、用地評価をする上では、やはりどの位のウェイトなのか、きちっと押さえておくべきだと思います。

減点の仕方について、少し根拠の乏しさを感じたので、基本的なことを確認したまでです。

また、今聞いたところによると、**CO₂** については、運搬よりも焼却の際に排出される量のほうが多いとのこと。

特定の場所で燃やすことによる熱量や、熱を保とうとする **CO₂** を年間3,000 t 排出することは、例えば周辺の空気が淀んだ夏場の暑い時期に、局地的な影響を被る人達がどの位いるかなど、そういったサイドからも評価すべきと少し感じました。

確か住民からの意見書の中にそういったことを十分注意すべきとの記述がありましたが、私もそれに同感です。

そういった観点から見ると、生活環境の保全で、住宅・学校・病院等は全て地区レベルでの生活圏を意識した項目となっていますが、現状でマイナス30点とかなりウェイトを置いてることは確かだと思いますが、住宅で最大のマイナスを10点としている中、自然環境等の保全というサイドから見たときの地球温暖化防止がマイナス10点で妥当なのか少し判断しにくい部分があります。

市街地は輻射熱が大きいので、そうした状況で更に排熱と **CO₂** が一緒に入ってくると、局地的にミニヒートアイランド現象のようなものが懸念されます。

住民からの意見書を踏まえた上で述べると、逆に生活環境の保全のほうの配点の話になってしまっていますが、どういうバランスが良いかという観点について、もう少し根拠的データ

として確認出来るのであれば、再確認したほうが良いと少し思った次第です。

岩井邦夫（委員）

黒須委員の仰ることは、少し科学的ではない部分があるので指摘したいと思います。

CO₂は有害物質ではなく、しかも環境基準もありません。

ある意味では、分散して排出しても CO₂そのものは減らないわけなので、私は CO₂を減らそうと思ったらやはりプラスチック類、化石燃料類を極力燃やさないことが1番の効果だと思います。

なお、CO₂が多いことによる健康被害のデータは、これまで聞いたことがありません。

渡邊忠明（副委員長）

黒須委員はご存じだと思いますが、CO₂による温暖化は大気圏の凄い上空に温室効果ガスが溜まる現象であり、コンクリートで固められて熱せられるヒートアイランド現象と区別されたほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

ちなみに、私の呼気中の CO₂を先日量りましたが、25,000ppm位ありました。

大気中の世界平均は400ppm弱なので、CO₂が健康に害するという事は直接該当しないとします。

渡邊忠明（副委員長）

CO₂は地域の温暖化にも結び付かないです。

黒須良次（委員）

私は CO₂を有害と言っているわけではありません。

今年の夏、夜中でも25℃、あるいは30℃を下らないような猛暑が連日続きましたが、ニュータウン中央地区では清掃工場が操業され、煙突からもの凄い排熱が出るわけです。

熱エネルギーが暑い住宅市街地の中に排出され、また、コンクリートなどから、熱が放出されて、要するに温度が下がりにくい環境があるわけです。

更にそこに CO₂がどんどん濃い濃度で混じるということになると、やはり一般的な感覚としてはミニヒートアイランド現象、要するに蓋をかけたような形で、高い熱源が市街地の上を覆い、その中に CO₂と熱が充満してくるということなので、そういった意味で真夏日等において気温が下がりにくい環境、あるいは気温が保たれる環境というのに加担するような形になるのではと思いました。

その辺について、専門的に渡邊副委員長から CO₂が温室効果として効果を発揮するのは、そういった低い圏域ではないという話がありましたが、私はその辺に詳しくはなく、素人としてそう思った次第です。

岩井邦夫（委員）

感覚はそうかもしれませんが、実際は違います。

亀倉良一（委員）

これは配点の問題だと思います。

マイナス10点となっていますが、実際には大きな差は出ないと思います。

例えば、仮に白井の1番端に工場を建てるとした場合と、栄町の最遠点に工場を建てると

した場合の極端な例を比較したときに、白井から運ぶごみで言えば、白井に建てた工場への運搬距離は1になるが栄町の場合は10になるという話です。

しかし、実際には真ん中の平均的な地点であれば、1対10などとはなり得ず、平均で2倍程度の話なので、大きな問題として議論することではないと思います。

寺嶋均（委員長）

色々と意見をいただきましたが、国ではヒートアイランド現象が起きている地域を地図で公表しています。

ヒートアイランド現象は、コンクリートで囲われ建築物が密集した都市で起きている現象であり、印西地区では現在のところ、ヒートアイランド現象の影響は顕著な形で出ていない内容となっています。

いずれにしても出来るだけ **CO₂** を減らすのは良いことです。

特に地方自治体は削減計画を毎年国に対して提出する義務があるという立場で、少しでも減らすべく皆努力して庁舎の電気を昼間消したりすることまで行っている状況なので、**CO₂** を減らすという観点で努力することは必要だと思います。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

寺嶋均（委員長）

今、亀倉委員からは、それ程の差は出ないのではという意見がありました。

岩井邦夫（委員）

実際は、それ程の差は出ないと思います。

寺嶋均（委員長）

その他、何かありますか。

玉野辰弘（委員）

No. 1 1 の用途地域の適合ですが、今回、市街化調整区域が工業系の区域と同じ評価になりました。

また、前回資料では0点、マイナス5点、マイナス10点の3段階としていました。

本来は市街化区域の中に工場や住宅を造り、市街化調整区域は開発を抑えると言っているにも関わらず、今回、0点の工業系の中に市街化調整区域が入っていることに對し違和感を覚えます。

市街化調整区域は減点対象のマイナス5点で良いと感じますが、いかがでしょうか。

寺嶋均（委員長）

本件は3日の意見交換会で随分議論があり、結論としては3段階評価を2段階評価にしました。

岩井邦夫（委員）

意見交換会で市街化調整区域は0点が良いと発言しましたが、野田市は市街化調整区域に焼却場を造るということで、市街化調整区域から優先的に用地選定していますので、考え方だと思います。

市街化調整区域は一切いじらないという考え方と、焼却施設を都市部では出来るだけ整備

せず、市街化調整区域で整備するという考え方一つでどうにでもなると言ったらおかしいですが、印西地区の大部分は市街化調整区域になっていると思いますので、市街化調整区域を除いてしまうと整備する所がないのではという話もあり、市街化調整区域を0点にした経緯があります。

玉野辰弘（委員）

前回資料で0点、マイナス5点、マイナス10点という3段階になっていた基準を2段階にした経緯があります。

そうした中、確かに野田市は公募の段階で市街化調整区域を条件としましたが、その意図は分かりません。

市街化区域で建設する用地がないので市街化調整区域に絞ったのかどうか、その辺が調べきれませんでした。

市街化調整区域を減点しない理由を一般住民の方々に説明出来るのであれば良いと思いますが、今の段階では開発規制しているにも関わらず減点対象にしないのは合点がいきません。

藤森義韶（委員）

玉野委員が仰っている件は、これまでかなり時間掛けて論議し、ここに落ち着いた経緯があります。

岩井邦夫（委員）

むしろ行政側の考えを反映させなければと思いますので、市街化調整区域には一切何も造らないという方針なのかどうかなど、行政側に聞いてみたらどうですか。

寺嶋均（委員長）

行政側はどうでしょうか。

川砂智行（事務局：副主査）

開発関係を組合が担任しているわけではないのでコメントはありません。

ただ、前回資料では、市街化調整区域をマイナス5点としていました。

岩井邦夫（委員）

そうですね。

川砂智行（事務局：副主査）

その理由を改めて申し上げますが、千葉県の基準で、民間事業者が行う廃棄物処理施設の整備に当たり、当該施設が建築物または第一種特定工作物に該当する場合は、市街化調整区域を原則として含まないことという規定があります。

その考え方に則り、事務局ではマイナス方向の配点になるだろうと考察しましたが、マイナス10点という最大減点ではなく、マイナス5点が妥当としました。

ただ、意見交換会の結論としては、減点対象としないことになりましたので、その内容を本日の資料に記載している状況です。

意見交換会では、工業系とそれ以外という新たな基準の中で、印西地区は市街化調整区域の面積が広いことから減点対象としないという話であったと記憶しています。

土田寛（学識経験委員）

一般論だけを簡単に説明すると、清掃工場の整備は懸念されている開発ということに基本的には当たりません。

都市計画法に基づき都市計画行政団体としての市町において、都市計画決定という議事を経ます。

要するに清掃工場は、都市計画法第11条に定める都市施設となります。

一般の開発を抑制している市街化調整区域は、主に民間の開発をベースにしており、都市施設は都市計画決定権者が行うものなので、民間開発とは全く別の行為であり、民間開発を誘発するようなことにはならないと思います。

ただし、環境影響評価条例そのものは、都道府県ベースで都市計画法と全く連動していないところに存在するので、都市計画施設に関する事業であっても環境影響評価条例に基づく手続きは必要となります。

なお、少し飛躍するかもしれませんが、地域社会貢献の関係で言うと、市街化調整区域に立地した場合、多岐に亘るプランが少し考えられますが、都市的な地域貢献というよりも農業的なものが主に考えられ、基本的には懸念されている開発というものには当たらないと考えていただけたほうが良いと思います。

また、都市計画区域は、その中に市街化区域と市街化調整区域を定めており、市街化区域は用途地域を定める等々の中で適正な土地利用を誘導し、市街化区域のバッファゾーンである市街化調整区域は、あくまで市街化するに当たって調整をする区域なので、悪く言えばグレーゾーンと考えるといただければ良いと思います。

河邊安男（副委員長）

3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決するとのことですが、前回資料では60点以上という客観的な数字が示されていました。

異論もあると思いますが、このようなやり方は、候補地を後で決めた基準に基づき評価することになるので、あまり好ましいものではないと思います。

具体的に何を持って3次審査に進むとしているのか、予想出来るものがあれば教えてください。

川砂智行（事務局：副主査）

検討委員会の会議で決すると間口を広く記載していますが、実際には、点差がほとんどなければ全ての候補地を3次審査に進めるという判断もあるでしょうし、点差が開いている場合の足切点をどこに設定するかは、正に検討委員会の会議の中で総合的に検討するものと考えています。

河邊安男（副委員長）

そうすると、今話したように後出しジャンケンのような形になってしまいます。

前回資料のように客観的に評価しないと、後から出てきた色々な条件に引っ張られて、例えば、40点の候補地でも3次審査に進んでしまうことも考えられます。

最終的には点数で評価するものだと思いますので、候補地が挙がる前の現段階で、ある程度基準を決めておく必要があると思います。

委員の総意で決まったことであれば従いますが。

寺嶋均（委員長）

2次審査を行った段階で点数が出ますが、足切点を最初から決めておくか、2次審査の結果を見てから足切点を決めるのか、いずれにしても点数で決めることは確かだと思いますが、どちらの方法を採ったほうが妥当な用地選定の仕方になるかという判断になります。

今のところ、どのような候補地が出てくるか、また、どのような評価点になるのかは想定がつかない点もあります。

いずれにしても足切点を先に決める場合でも2次審査が終わった段階で決める場合でも、この用地検討委員会で決めざるを得ないという点は変わらないと思います。

土田寛（学識経験委員）

候補地が出揃った段階で、予め設定した基準に基づき定量的に整理する評価項目がほとんどですが、事後に議論及び調査等をし、総合的評価における何らかの根拠を持った上でマイナス点を設定しなければならない項目として、No.6やNo.7が挙げられます。

岩井邦夫（委員）

候補地が挙がってみないと分かりませんが、仮に全ての候補地が事前に決めた足切点未満の場合、用地選定が先に進まなくなるので、現時点で足切点を決めないほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

そうなった場合は、用地選定が振り出しに戻ってしまいますね。

岩井邦夫（委員）

また、例えば上位3候補地までという考え方もあると思いますが、現段階でどれだけの候補地が挙がるかは分かりません。

寺嶋均（委員長）

現時点で候補地がどれだけ挙がるか、また、どのような評価結果になるか不確定なので、2次審査が終わった段階で足切点を決める方向でいかがでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

なお、全体を通して後で意見をいただく場を作りたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

No.6の地域景観への影響ですが、評価基準の歴史文化的景観について、景観に関する専門の方達は大概、歴史的、文化的と両概念に「的」を付けています。

寺嶋均（委員長）

事務局は、その点を修正してください。

（暫時休憩）

寺嶋均（委員長）

10分間程休憩を取ります。2時30分に再開とします。

(再開)

寺嶋均 (委員長)

用地検討委員会を再開します。

2次審査の評価フレームは色々と意見や質問がありましたが、了承いただけたと受け止めました。いかがですか。

(「異議なし」との発言あり)

黒須良次 (委員)

異議は全くありません。

評価項目や評価の考え方について、一般の市民目線に立ったときに最初の案と比べて非常に分かり易くなり、大変結構だと思います。

1点確認しますが、法規制の航空規制で、煙突等構造物の高さ制限がありますが、これは前々回の会議で詳しく説明がありました。

高さ60m未満の煙突しか設置出来ないとするマイナス5点のエリアについて、全域的にほとんど大丈夫という説明でしたが、具体的なエリアはどこですか。

寺嶋均 (委員長)

これは下総航空基地の関係ですね。

高橋康夫 (事務局：主幹)

現在地は、成田空港の関係では高さ制限が一切ありません。

下総航空基地に関しては、補足資料の16ページになりますが、下総航空基地のレーダーの関係で、距離に応じて高さの制限が掛けられています。

あくまでも実際の場所で計算してみないと分かりませんが、現在地では、海拔を引いて128mを超過する建築物は制限されます。

なお、下総航空基地のすぐ横に、柏・白井・鎌ヶ谷の清掃工場がありますが、煙突の高さは確か40m位であったと思います。

大体、距離に応じて制限が掛かるようなので、白井地区においてはある程度制限が掛かるかなと思いますが、詳しくは下総航空基地に実際の場所を提示して問い合わせないと分かりません。

黒須良次 (委員)

現施設の印西クリーンセンターが128mの高さ規制ということは、丁度下総航空基地と印西クリーンセンターの間に位置する、白井市役所辺りや白井の工業団地辺りは直線的に考えると128mの2分の1位、60m強位で規制が掛かる可能性があるということですか。

寺嶋均 (委員長)

図面などにより、下総航空基地に照会出来ませんか。

高橋康夫 (事務局：主幹)

電波は直線だと思いますので、下総航空基地から以前いただいた印西地区の資料で大まか

には算定出来ると思いますが、詳細には下総航空基地に確認しないと分かりません。

ピンポイントで距離と高さで制限が掛かり、当該地の地表面の海拔高が必要になります。

寺嶋均（委員長）

応募のあった候補地を下総航空基地に照会する考えですか。

ある面では、事前に条件を提示しておいたほうが応募する方にとっては分かり易いかもしくれません。

高橋康夫（事務局：主幹）

黒須委員が言われたように、白井地区で大体60m制限が掛かるかどうかというところだと思います。

寺嶋均（委員長）

事前に規制内容を提示出来るかどうか、検討してください。

高橋康夫（事務局：主幹）

承知しました。

寺嶋均（委員長）

2次審査の評価フレームは、これで決定にさせていただきます。

次に3次審査のフレームに移りたいと思います。

こちらにも意見交換会の議論を基にして、新たに事務局で纏めた提案になります。

3項目しかないので、資料を見ながら意見や質問などを出していただきたいと思っています。

鬼沢良子（学識経験委員）

言葉使いの問題ですが、No.14の大項目は住民合意形成の状況となっています。

多分、住民の合意形成が非常に大切だということで、こうした言葉を使っていると思いますが、3次審査の段階は、住民との合意形成を図る段階ではないと思います。

本来、住民の合意形成は、かなりの段階を踏んでいきながら判断するべきものなので、この言葉ではないほうが良いという気がします。

ただ、この点を用地検討委員会として非常に気を付けているという趣旨において必要であれば、このままでも良いと思いますが。

渡邊忠明（副委員長）

前々回の会議において、亀倉委員、土田学識経験委員の議論の中で、私は合意ではなく住民の理解の状況と発言したと思いますが。

岩井邦夫（委員）

中身はそういうことですね。

鬼沢良子（学識経験委員）

そうですね。

亀倉良一（委員）

合意が形成されたわけではないので、言葉としては合意作りなどが考えられます。

寺嶋均（委員長）

住民合意という言葉を残したほうが良いかどうか。

川砂智行（事務局：副主査）

この後の募集要項にも関係しますが、町内会等の同意書が添付されていれば3次審査で評価するとした記述を新たに加えています。

可能性としては、基礎的な合意形成が図られた上で応募をされるケース、つまり町内会等の同意書を添付した応募もあることから、大項目は住民合意形成の状況で良いと事務局としては考えています。

なお、次に続く小項目で、周辺住民の理解度・協力度と表現しています。

岩井邦夫（委員）

本来は、合意形成などを行う段階ではないと思いますが、そういう意味であればこれで良いと思います。

ただ、周辺住民の範囲を現時点で決めておくべきだと思います。

例えば、施設から何100m以内などの基準を決めておかないと、どこまででも解釈出来てしまいます。

寺嶋均（委員長）

少なくとも候補地が属する自治会の住民は周辺住民になります。

岩井邦夫（委員）

自治会と言っても、色々な区分けがあります。

寺嶋均（委員長）

もう1つは、候補地が属する自治会の隣接自治会も加えることが考えられます。

岩井邦夫（委員）

道路を隔てたら周辺ではないという判断はおかしな話なので、大体のエリアを決めておかないとまずいと思いますが、どうでしょうか。

寺嶋均（委員長）

評価の考え方や評価基準に周辺住民の定義がないとまずいかもかもしれません。

岩井邦夫（委員）

1つの考え方としては、煙突からの最大着地濃度地点までを周辺とする考え方もありますが、煙突高さが100m位だと最大着地濃度地点が多分2.5km位になると思います。

そうするともの凄く広いエリアになってしまうので収集運搬車等が頻繁に行き交うようなエリアと考えるのが妥当だと思います。

寺嶋均（委員長）

政令指定都市の福岡市では、候補地から500mの範囲内について、事業説明等をきちんと行う必要のある地元と定義していると聞いたことがあります。

3次審査の段階でどこまで確認するかについては、候補地が属する自治会は当然だと思いますが、候補地が属する自治会の隣接自治会も、候補地として発表された際にどのような意向なのか確認する必要があると思います。

亀倉良一（委員）

3次審査の大項目及び小項目は、募集要項における建設予定地決定までの流れというフローにおいて、3次審査の前に周辺住民との意見交換会を開催し、それが理解度・協力度を判

断する重要な位置付けになっています。

意見交換会で判断することは良いですが、何について判断するかは具体化されていません。

No.14、No.15については、意見交換会で意見を出し合いましたが、色々な意見を整理して定性的評価を行うに当たってのチェックポイントというかチェックリストを確認することが必要であるというところで、話が止まっています。

そこまでは合意したということ为前提にして、No.14、No.15について考えてみると、委員長から意見交換会における議論をベースにした意見書が提出されています。

私は、この内容で納得しますが、委員長から少し説明していただいて、更に肉付けすることが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

周辺住民の定義も合わせて決めてください。

私は500mが良いと思いますが。

寺嶋均（委員長）

住民合意形成の状況は、評価項目が1項目であるにも関わらず、配点が40点と非常に大きいものですから、用地検討委員会で定性評価しましたと言っても、第三者に対してどこまで説得出来る形で言い切れるのかということが実は心配になりました。

とにかくたたき台でも何か案を出さないことにはどうしようもないだろうということで、意見書を作成しました。

意見書は客観的に評価する趣旨から、評価項目を多面的に3つに分けてみたらどうかと考えました。

3つの観点から色々検討して、最終的には定性的な評価であっても用地検討委員会で検討して決めたという形に持っていったらどうかと思います。

1番上が小項目として住民関心度です。

3次審査の段階では候補地が属する自治会等の世帯数のうち出席した割合、あるいは居住する住民の内、何人が出席したかという人数です。

ただ、住民の関心度に関し、出席が多いことが良いと解釈し、協力度が高いと評価して良いのかどうか、逆ではないかという見方もあるかもしれませんが、その評価については、意見書には書ききれれていません。

次は住民説明会の雰囲気、これは用地検討委員会の委員が傍聴した際の印象による定性評価になります。

ここの点数配分は低めにして、住民関心度と同じ形にしています。

1番重きを置いたのが、候補地が属する自治会等の長、または、候補地が属する自治会等に隣接する自治会等の長への照会を行うことです。

この照会は、2次候補地が決まった段階で、2次候補地になったことを報告した上で、あくまでも自治会等の長に限定して行う形です。

地域貢献などに関する条件が付く場合であっても、了承していただけるなら有難いという考えで、了承の扱いとしました。

なお、了承という言葉を使いましたが、同意・容認・了承という言葉色々と調べてみま

した。

日本語大辞典において了承は、事情を汲み取って承知すると記述されており、了承が妥当と考えました。

また、岩井委員の仰る周辺住民の定義に関わることですが、前提条件の④、この段階では、候補地が属する自治会等及び候補地が属する自治会等に隣接する自治会等に限定して意向を確認することとしました。

その周辺まで含めると、そこまで調査することが自治会等の長に負担を掛けることについて、問題ではないかと考えました。

また、自治会等の長によっては、このような問題を急に言われても自分では答えられないという場合もあると思います。

自治会等の総意で了承している場合、多数決で了承している場合、また、自治会等の役員までは了承している場合、自治会員の意向をまだ確認していない場合、これは、あくまでも会長がどう答えるかというケースを列記しているだけです。

なお、自治会等の長には必ずしもアンケート調査などを義務付けるようなことはしないで、自治会等への照会に回答出来ない、または、回答しないことも認める形にしました。

また、下の6番は内部で少し反対している状況を10～30%で設定しましたが、数字で書くのではなく一部反対しているという表現にしたほうが良いのかどうか。

7番は自治会等の内部でかなり反対があるとか、過半数が絶対反対であるとか、この表現はこれから皆さんから色々意見をいただきたいと思います。

自治会等の長から回答をいただく案として、このような評価基準で良ければ、これを検討の材料にしてください。

住民の協力度は最終的には定性判断になると思いますが、3つの観点により皆さんの常識的な感覚の中でそれぞれ点数を付けて平均化することによって、用地検討委員会としての評価値とすることでどうかと思います。

柴田圭子（委員）

委員長の説明は聞きたいと思っていました。

最初の住民協力度ですが、2次審査が終わった時点で各地域に出向き住民説明会を開催するということですか。

寺嶋均（委員長）

これは、募集要項でそのような形になっています。

事務局の考えは1箇所ですべて開催ですか、それとも各候補地で開催ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

各候補地で開催する考えです。

寺嶋均（委員長）

自治会等の長の意向を確認するのは、3次審査の直前に事務局が行う段取りになりますか。

柴田圭子（委員）

候補地に挙がっていますという持っていき方で説明会を開催して、出席者数及び出席世帯数を確認するということですか。

寺嶋均（委員長）

前回計画における住民説明会で、出席者の住所氏名等の記帳は行いましたか。

関心度の量り方が出席者数の割合ということだとすると、簡単な記帳をしてもらえるかどうか、事務局の考えはどうか。

高橋康夫（事務局：主幹）

個人情報になる可能性があります。

また、前回計画における地区別の住民説明会では、集会所に住民が入りきれないケースもありました。

今回は、カウンターできちっと数えることなどは必要だと思います。

寺嶋均（委員長）

あるいは自治会等の名称だけを記帳してもらうことが考えられます。

岩井邦夫（委員）

それは良いと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

資料の配布部数で把握することも考えられますが、個人の名前を記帳してもらうことは少し難しいと思います。

寺嶋均（委員長）

候補地が属するないしは隣接する自治会等の住民であることさえ分かれば良いです。

高橋康夫（事務局：主幹）

そうですね。

寺嶋均（委員長）

どこの自治会等に所属しているかだけを確認すれば良いです。

岩井邦夫（委員）

マルを付けてもらえば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでも良いと思います。

なお、大勢来ていただいたことを持って協力度が高いと判断するのは逆ではないかという考えもあります。

岩井邦夫（委員）

先程申し上げた周辺住民の範囲ですが、自治会等という表現が委員長の意見書にあります。

最初に候補地が属する自治会または町内会と記載していますが、定義として候補地が属するまたは隣接する自治会町内会を町内会等とすることを提案します。

例えば境界線上に候補地がある場合は、道路の向こう側の町内会にも説明しないと問題になると考えられますが、隣接すると記載すれば周辺は全部入ります。

わざわざ距離などは記載しないで、属するまたは隣接するで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

自治会等の長に大分負担を掛けるような形になりますが、動けないのであればそうした回答で止むを得ないということで意向を確認しておき、出来るだけそういう努力をしたという

形で残しておく。

藤森義韶（委員）

住民との意見交換会を想定してみると、こういう施設を造りますよ、ではどうしますかというところまでは辿り着けないと思います。

色々な疑問質問が出てくるとは思いますが、それに対する確に答えられれば良いですが、過去の例からすると、とても2時間3時間では終わり切らないです。

そうすると1回の意見交換会で判定をするのは非常に難しい気がします。

他の自治体でも本当に時間を掛けて、懇切丁寧にやっていますので、周辺住民との意見交換会は1回では済まない可能性が強いと思います。

土田寛（学識経験委員）

若干、今の意見とも絡みますが、先程鬼沢学識経験委員から話のあった委員長案の住民の協力度を推し量ろうという大項目の理解のほうが、合意形成よりも良いと思います。

前々回の会議でも議論したと思いますが、用地検討委員会では合意形成そのものは扱いません。

合意形成に関しては、組合の作業という割振りで考えれば、基本的には大項目は住民の方の協力度ないし理解度を委員会として判断するというので、小項目に挙がっている内容と同じで良いと思います。

なお、先程委員長から説明のあった関心度の件ですが、出席者の多い少ないはもちろんありますが、関心度が高いということは基本的には反対の意向として取るのかなと思います。

柴田圭子（委員）

そこが微妙だと思いますが、説明会に集まる住民が、関心があつてたくさん来られるのか、反対なのでたくさん来られるのか分かりません。

また、開催情報を十分に行き届かせることは非常に難しいので、何世帯来たから関心が高いとは言いきれません。

そうした中、10点という定量的なものが馴染むか少し疑問に思います。

寺嶋均（委員長）

何か良い項目案を具体的に挙げていただくと有り難いです。

とにかく、住民協力度・住民理解度という定性評価としての1項目で40点も配点を持っています。

用地検討委員会で議論して決めるにしても、何か雲を掴むような形で評価することが外部に対して通るのかと心配になりました。

また、先程藤森委員が仰るように意見交換会ではどのような清掃工場が出来るのかを色々聞かれると思いますので、募集要項にも関連しますが、きちんとイメージが湧くような説明を打ち出せるかということにも関わってくると思います。

藤森義韶（委員）

住民が自治会等の単位で合意するのは、別の場ではないかと思います。

関係自治会等が1つであれば良いですが、近接となると3つも4つも該当すると思いますので、この場で合意するのは非常に難しく、多分持ち帰って総意をまとめるという段取りに

なると思います。

そういう前提で意見交換会を開催したほうが良いような気がします。

寺嶋均（委員長）

協力度なり理解度なりのただ1項目の配点が40点で、意見を出し合って平均点を出したとしても、対外的には説得力がないと思います。

亀倉委員からチェックリストという意見がありましたが、そういう意味で3項目を挙げてみました。

出来るだけ定量的に評価できる項目としては、出席者数位しかないのかなと感じましたが、他に良い案があれば出してください。

亀倉良一（委員）

定性的評価で、しかも点数の幅が結構あることから、それをいくつかの段階で区切り全体の評価を行うのは、何かポイントを作らないといけません。

ポイントについては色々な考え方が出来ると思いますが、周辺住民の方々に理解してもらえるかどうかということがゴールであり、それを得るまでに何を確認したら良いのかということになります。

この件については、意見交換会でいくつか意見を出しましたが、用地検討委員会における議論としては今回が初めてです。

ポイントは、委員長の意見書にある出席者人数だけではなく、先程言われたとおり、たくさん選択肢があると思います。

そういう意味で本件はペンディングとし、概ねの枠組みで考えて行くことだけを確認しておき、今後、ポイントを絞って皆さんから意見を出し合ってもらい、チェックポイントのリストを決めて行けばどうかと思います。

これは我々が検討する上での内部基準というような位置付けで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

亀倉委員の意見のとおり、内部的な評価基準の取り扱いでも良いと思います。

現在、パブリックコメントの募集時期が迫っていますので、項目としてはこの1項目にしておき、この項目を評価するに当たって用地検討委員会の内部基準を定める形の中で、慎重審議するという取り扱いでも結構だと思いがいかですか。

岩井邦夫（委員）

少し違う視点で意見を述べます。

2次審査の後、住民の意見交換会を開催することは、私も少し早計だと思います。

あくまでも2次審査の後、ここが候補地になりましたというお知らせ若しくは説明だけにして、本当の意見交換会は3次審査の途中と言ったらおかしいですが、例えば、なぜこの場所が適正かという、経済性の問題もあります。

概算事業費を算出していない状況で、2次審査の減点評価ではここが残りましたということだけでは住民の理解が得られないと思います。

よって、用地検討委員会で色々検討した結果、ここが非常に良い場所であると評価しましたということをお知らせして意見をもらい、第2回目の意見交換会につなげれば良いと思

います。

2次候補地となった理由を説明すれば、意見は当然出て来ますので、それを取り入れて3次審査に向かうことが1番現実的だと思います。

寺嶋均（委員長）

概算事業費と地域活性化への寄与に関する審査の後、3次審査の途中でも理解度・協力度を確認する意見交換会を開催するという意見です。

柴田圭子（委員）

白井市の環境課長に確認します。

前回計画では当時の関係市町村から候補地を推薦しましたが、その際、印西市等は特に地元の説明をしなかったものの、白井市だけは地元説明をしています。

その際、どのような説明をしたのか、また、どのような反応があったかということは、参考になると思いますので、説明してください。

藤咲克己（白井市：課長）

推薦については推薦条件に基づき、先ず市としての案を決定しました。

その後、関係する地元の地域及び隣接する地域を対象に、地域毎に住民説明会を開催しました。

その際、あまり反対的な意見がなかったことから了解いただいたと判断し、組合へ推薦しました。

柴田圭子（委員）

住民説明会は、たくさんの出席がありましたか。

藤咲克己（白井市：課長）

地域毎で異なります。

柴田圭子（委員）

何箇所の地域で住民説明会を開催しましたか。

藤咲克己（白井市：課長）

3箇所です。

岩井邦夫（委員）

前回計画は関係市町村からの推薦で、自薦はありませんでした。

今回は自薦があります。

前から言われているように、前回計画の失敗の1番の原因は地元は何の話もないうちに用地を決定し、事後に説明したことで住民が怒り出したことです。

やはり、決定する途中で住民に説明して意見を聞くという場は絶対に必要です。

寺嶋均（委員長）

そうですね。

岩井邦夫（委員）

説明をする適期がいつかというのが1番大事なところになります。

不適切な時期に説明すると藪蛇になります。

亀倉良一（委員）

話が途中で消えてしまいましたが、No.16の地域社会貢献についても、原案の評価基準だけではなくチェックリスト的に、これから少し広く議論をして固めていくことのほうが良いと思います。

それについてですが、原案の文言を少し直してもらいたいと思います。

今回、新たに記載している評価基準は、熱利用の可能性、地域産業への寄与及び雇用の場としての優位性ですが、熱利用の可能性については、感覚的に地域冷暖房や温水センター等に結び付けられてしまい、また今迄のような話になりかねないという感じがします。

前回会議の資料では小項目として、ごみ焼却熱の利用形態、地域防災拠点の効果、情報発信拠点等の効果の3点を掲げていました。

この辺を勘案して少し変えたほうが良いと思います。

特に、熱利用の可能性と雇用の場というのは今迄議論されておらず、具体的なイメージが分かりません。

雇用の場については、果たしてそんなに拡大出来るどうか分からないことと、言葉だけ先行すると変な期待を与えることになるので、少しぼかしたほうが良いと思います。

柴田圭子（委員）

賛成です。

寺嶋均（委員長）

地域社会貢献は、前回会議の資料で掲げていた、ごみ焼却熱の利用形態、地域防災拠点の効果、情報発信拠点等の効果を基礎にするということですね。

川砂智行（事務局：副主査）

小項目を1本化し、また、評価基準を変更した理由を説明します。

意見交換会において地域社会貢献の小項目に関しては色々な意見が出されました。

委員の中には反論される方もいると思いますが、意見交換会では、ごみ焼却熱の利用形態は現在地を前提にしている基準と捉えられることから不適切、地域防災拠点の効果についても定義がはっきりしていないことから不適切、情報発信拠点等はどこに立地しても効果は同じ、環境教育も同じ、つまり前回会議資料における小項目は不適切としたまとめとなりました。

また、住民合意形成の状況と経済性が非常に大きな考え方を持っている中、地域社会貢献だけ小項目が細分化されると全体のバランスが損なわれることから、小項目を1本化しました。

1本化した際の評価基準は、確かに抽象的です。

熱利用の可能性、地域産業への寄与及び雇用の場としての優位性としましたが、地域産業への寄与と雇用の場という着目点は意見交換会の中で委員から出された意見です。

しかし、実際にどのような着目点があるのか、どういった可能性があるのかということは、やはり用地を見てからでないとなかなかイメージが湧かず、明確に決めきれないところもあると思います。

先程の住民合意形成の状況も同様ですが、もし明確にするということであれば、冒頭、委

員長から話があったように、具体的な着目点を出していただけると、事務局としてはそこから発展させて色々と考察し易くなります。

こういった形にすべき、こういった雰囲気という話では、中々次のステップに進まないような気がします。

具体的な意見があれば是非出していただければと思います。

岩井邦夫（委員）

ごみ焼却施設を建てたいと言って、では周辺住民にどのようなメリットがあるのかと聞かれたときに、何もありませんでは絶対にそこで話が終わってしまい合意など出来ません。

ただ、メリットを供給サイドが勝手に言うのはおかしく、やはり住民の意向なり要望を受け、例えば住民の要望として温水センターを造るといような話になります。

そういう取り引きの材料と言ったら極端ですが、住民が要望することを提案しないことには住民は了解してくれませんが、場所が決まらなると要望は出せないと思います。

地域社会貢献については、具体的なことを記載するのではなく、色々なことが出来るので、これから話し合っていきましょうというスタンスで、合意形成まで持って行くのが普通だと思います。

については、地域社会貢献を果たして3次審査の項目に入れて良いのかどうかということも実はあります。

柴田圭子（委員）

私もそう思います。

岩井邦夫（委員）

ただ、可能性があるということは記載しておかないといけません。

どなたかが仰ったように、ごみ焼却施設以外は何も造らず、燃やすだけだと言ったら、周辺住民は来てくれとは言わないです。

柴田圭子（委員）

しかし、募集要項に謳っているように、ごみ処理施設は迷惑施設ではないというスタンスをこれから強く打ち出すと思いますので、そことの兼ね合いもあると思います。

意見交換会は出席が叶わなかったので意見書を提出しましたが、還元施設を何か造ります、雇用の場を作りますというのは今迄のやり方であり、そのために長期間出費を強いられることになります。

そうではない別の還元の仕方があるだろうということを意見書で提案しました。

例えばもっと市場価格よりも廉価で電気を供給出来ますとか、税金のメリットがありますとか、そういう形での還元の仕方があっても良いと思います。

については、熱利用の可能性や雇用の場は記載しないほうが良いと思います。

熱利用の可能性については、これからは高効率発電とはっきり打ち出していますし、雇用の場についても柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の還元施設を見ても、お金ばかりずっと掛かっている状況です。

印西クリーンセンターも温水センターの指定管理料及び修繕費として毎年7千万円以上の経費が掛かっています。

そうした赤字経営をし続けるという先が見えているので、ここに記載する必要は全くないと思います。

地域活性化への寄与は、地元還元すると謳っているような項目なので、このご時世、評価の中に入れる必要があるのかと疑問に思います。

こうしたことは、地元と協議していくうちにつまっていくな話です。

寺嶋均（委員長）

このNo.16でしか、こういうメリットが地元にあるということを言える項目がありません。熱利用や防災拠点はあまり明確ではないということですが、清掃工場を建設すると必ず見学者ホールなどを造るので、そういう空間を避難所として活用出来ます。

また、大出力の非常用発電機を持っているので、大きな震災が来たときでもこの施設の中では避難者に対する電気供給及び井戸を掘っておけば水も供給出来ます。

やはり今の時代、避難所は電気がないと機能として満足しないという実態があります。

藤森義韶（委員）

柴田委員の意見に賛同しますが、基本的には従来型の公共施設整備の考え方を変えなければいけないと思います。

これ迄、再三申し上げていますが、やはり地方財政がひっ迫しているわけです。

そういう中で、100億円から200億円近い投資をするのですが、周辺住民に対し新たなリップサービスとして物で返すのではなく、先程言われたように今度は高効率発電、言い過ぎかもしれませんが発電所と同じです。

発電した電気を災害時等に公共施設、あるいは地域に供給するという形での還元があるべきだと思います。

教育施設、プラザ施設、リサイクル施設、それらは最小限に抑えるべきだと思います。

最初からリップサービスをしてしまうと住民の方は、相当な期待をしてしまいます。

平岡自然公園事業が良い例だと思いますが、膨大な金が掛かっており、これは他の自治体の状況を見ても同じです。

最近の施設のあり方について理解しながら進めていかないと住民を誤った方向へ導く可能性があるのではないかと、非常に心配しています。

むしろ地域社会貢献については、限定した形で検討するほうが良いと思います。

蒸し返すようですが、地域社会貢献の最大加点の30点について、もう1度考え直す必要があるという気がします。

岩井邦夫（委員）

先程から話に出ている防災拠点については、ごみ処理基本計画では何も謳っていません。

あくまでも災害時のごみを燃やすだけとしています。

だからといってここに書けないかという、そうではなく、やはりスペースとエネルギーがあるので災害時は防災拠点若しくは1次避難所になると言って良いと思います。

これは、そのまま社会貢献になるという気がします。

お金が掛かる事業は確かに大変ですが、元々有する機能の利用で防災拠点になることは、強く謳って良いような気がします。

寺嶋均（委員長）

清掃工場を防災拠点にした場合、余計にお金は掛かりません。

見学者ホール等は必ず整備するので、それを活用する意味合いです。

それから最近の清掃工場は非常用発電機を大型にしており、非常用発電機をかなり常用で使うような形になりますが、そういう形の中で避難中の生活に必要なものは全て賄える、空調まで効かせる状態が出来ると思います。

また、今迄は清掃工場を起動する際、東京電力から電気を購入していましたが、非常用発電機の容量を大きくして自前で起動させると、東京電力から基本料金を含め電気を買わないで済むので、経済的な面でもメリットが出てきますので、余計にコストが掛かるということではありません。

そういう意味合いで、普通に造っても避難基地や避難拠点としての機能を果たせるなら、1次避難所でも何でも利用したほうが良いという意味合いです。

黒須良次（委員）

地域社会貢献ないし地域社会との適合性、あるいは地域社会の振興的なまちづくりの役にたつ、あるいは地域づくりの役にたつ、あるいは問題を解決するなど、そういった項目について先程リップサービスというような観点からの発言が相次ぎましたが、純粹にこの施設そのもの、基本機能が立地した場合にどうなのかということを考えるべきだと思います。

例えば防災拠点については、収容する場所とエネルギーがあるということですが、印西市のニュータウン中央地区において新たな防災拠点の必要性は、あまりないと思います。

特定の施設を必要としている状況は、たくさんあるかもしれませんが、例えば牧の原地区ではどうかということと必要ないと思います。

小学校の校庭が大きく、地域の防災活動は行っており、井戸も掘っています。

要するに、この地域の住民はもしかしたら新たな防災拠点は必要ないかもしれません。

しかし工業団地の地区ではどうかということ、もしかしたら必要としているかもしれません。

要するに、立地したときに役に立つか立たないかという目線で全てを評価していかないと、結局、評価を誤ると思います。

雇用にしても然りで、清掃工場はリサイクル業務など、必要な雇用が当然発生しますが、例えば栄町では人口が凄く減少しており、また、高齢者が働く所がなく、元気がなくなりつつあり、これから町をどうやって持続するかという状況があるので、50人でも100人でもアルバイトで勤められれば、それはそれで良いわけです。

そういう地域との関係の中で実際にどのような効果があるのかという目線で全て見て行かないと、多分、判断を誤ると思います。

特に防災については、色々議論されていますが、結局、防災としてきちっと位置付けるとなると、災害基本法などにおける地域の防災施設としての位置付けや、防災基本計画との関連で、本当にそういった法体系の中で位置付けてきちっと運用する施設にしていけるかということもあります。

それから、ごみ処理施設そのものを民活で運営していくことになると、やはり先ず限定的に地域との関わりの中でどのような効果が生み出せるのか、地域の課題解決に役立つのか、

そういう目線で評価して行くべきだと思います。

更に、この議論をするときに、発電を優先する、あるいは余った熱を利用するという話になりますが、先ず大前提として、ごみ処理基本計画検討委員会で高効率発電を推進する方針を決定したということであれば、基本的には高効率発電を行い売電するわけです。

そして余ったエネルギーは場内で使えると思いますが、実際に熱として余るエネルギー量及び温度的な質が分からないので、どれ位のコストでどれ位利用出来るということをきちっと皆で共通理解しておかないと、いい加減な熱利用の議論になってしまうと思います。

例えば、現在地で高効率発電を行った際、現在、エネルギーセンターに供給している熱量が上手く回るのかどうか、そういったことも全然分かりません。

ついては、そこら辺の前提をきちっと押さえたうえで、どういう熱がどの位のコストで供給出来るかということ踏まえたうえで、地域貢献を語るべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

今の意見に関して2点程私の見解を申し上げたいと思います。

先ず防災拠点に関しては、新しく建替える工場に対して余計なお金を掛けるわけではありません。

必ず設置する見学者ホールなどの空間及び大きな非常用発電機を活用する考え方です。

先の東北地方太平洋沖地震で、私は避難所などにも行きましたが、電気の確保が生活上で最大の事項です。

清掃工場を避難場所とした場合、電気と水をきちんと確保出来ることが、他の避難場所とは違う点です。

黒須良次（委員）

基本的には分かりますが、それは施設が単体的に持っている機能であり、どこに置いても多分基本的なところは同じだと思います。

遠隔地では、あまりその機能が使えないのかもしれませんが、結局、今、そこら辺の防災機能の考え方が非常に曖昧です。

そういう機能を固有で持っているので上手く活用しましょうということであれば、用地評価の話ですから、要するにどこに置いてもあまり変わらない話です。

違ってくるのは、例えば県の北総浄水場が龍腹寺地区にありますが、非常時に電気が途切れ給水出来なくなった際、特定供給として清掃工場から浄水場に電気を送るということであれば分かります。

要するに、一例ではありますが、非常時にライフラインが動かせるという事前復興的なことが可能で、上手くマッチングさせることにより効果が生まれプラスになるということが、ここの考え方だと思います。

亀倉良一（委員）

地域社会貢献という項目の中で、どういう視点で用地をランク付けするかということになりますが、前回会議資料における分類方法の1つは、ごみ焼却熱の利用形態という尺度で評価するとしています。

2つ目は地域防災拠点の効果ですが、拠点と記載すると先程のような話になるので、防災

上の効果とする表現が考えられます。

例えば大病院に近いか遠いか、また、消防署が関係あるか知りませんが、そうした施設から近いか遠いかというような防災上の視点で土地を評価出来ます。

3つ目は情報発信で、これも前回会議資料では拠点と記載していますが、例えば学校の子供達が頻繁に来られる立地なのか、無理な立地なのかというようなことであれば、判断基準としてなり得ると思います。

また、本日の資料に記載されている地域産業への寄与を加えて、4つ位の例示で地域社会貢献をまとめれば良いと思います。

各論をつめるのはまた別の議論として、項目としてはこれで何とかできると感じます。

寺嶋均（委員長）

防災機能という表現でも良いと思います。

また、私の専門分野になりますが、次期中間処理施設でどれ位発電出来るかを計算してみました。今の技術を使うと現施設よりも相当多くの発電が可能です。

岩井邦夫（委員）

何キロワットですか。

寺嶋均（委員長）

40気圧、400℃の条件で3,000キロワット位です。

なお、抽気タービンの場合は45気圧位が考えられます。

岩井邦夫（委員）

発電効率は20何%ですか。

寺嶋均（委員長）

発電効率は20%位です。

岩井邦夫（委員）

発電効率20%ということは、その他の熱は煙突から出ていくか、コンデンサーで出ていくと思いますが、その熱の利用については、凄く色々な方法があると思います。

寺嶋均（委員長）

低温排熱ですね。

岩井邦夫（委員）

低温排熱です。

以前提案したように植物工場のようなものに結構使えるかなと思います。

寺嶋均（委員長）

その辺りは今後の具体的な施設計画の段階で固めることになると思います。

亀倉委員からは前回会議資料における地域社会貢献の各評価基準について機能というような表現でまとめ直し、更に地域産業への寄与を加え、今後、検討委員会をつめるときは、そういう多面的な観点から評価をするという意見がありました。

岩井邦夫（委員）

結局、地域社会貢献については、ああいうことも出来ます、こういうことも出来ますという提案を当然すべきだと思います。

ただ、実際に何をやるかは、地域の方と相談して1番良い方法を採用することになると思いますが、コストの問題で採用出来ない場合もあると思います。

よって、地域社会貢献に関することは今後の相談事項となりますが、ただ、燃やすだけの施設ではありません、社会貢献にもつながりますということは謳って良いと思います。

また、最近温暖化の問題で、暑いときは家にいないで冷房の効いた場所に集まるといったクールシェアリングやウォームシェアリングの場所にも利用できる可能性があります。

色々な提案が出来ますので、次期中間処理施設は住民の皆さんと一緒に造っていく程度のことは言って良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

先程、黒須委員、亀倉委員がお話になられていた地域社会貢献が、少し微妙な表現ではないかという感触を持ちました。

地域還元施設関係の話というのは、少し合意形成に関わりますが、用地検討委員会での議論としては少し適切ではないという気がします。

先程も申し上げたように、地域社会貢献は合意形成後の実際の事業場面での話なので、ここではやはり地域社会づくりに対する貢献の可能性のような話として、候補地毎でどのようなメリットが考えられるのか、正に加点的に議論して評価することを主軸としたほうが良いと思います。

可能性の問題はたればなので、基本的には事業場面での判断や、もちろん地域との関係における判断もあると思います。

また、少し議論がぼけるかもしれませんが、地域社会の範囲が2市1町全体に関わることもあると思います。

物理的な範囲としてはアローワンスがありそうなので、あくまで地域社会づくりの可能性に関する議論をつめていくという程度がベターだと思います。

寺嶋均（委員長）

可能性という観点で捉えたほうが良いのではということと、次期中間処理施設の建設に当たって、地域に貢献出来る範囲がどこまでなのかということです。

次期中間処理施設を建設する地域、あるいはその地域に隣接する地域にとって、どういう形で社会貢献が出来るかについて、用地選定の段階では、例えば特定施設への電気供給は電気事業法などの色々な制約があり、前段整理する必要があります。

そうしたことも含めて、地域貢献は候補地が含まれる町内会あるいは隣接町内会にとって、建設の了承につながる要素だと思いますが、市政レベルなり広い目で見ればもっと広範囲な考えがあるかもしれません。

しかし、その点は組合を構成する市町の政策的なものに関わる問題になるので、そこまで用地検討委員会で取り扱うことは出来ないと思います。

3次審査の評価項目等について、非常にたくさんの意見や質問をいただきました。

まとめ方の提案として、No.14の大項目、住民合意形成の状況は、何人かの方から意見をいただいておりますが、住民理解度の状況ないしは協力度の状況でも構いませんが、そうした表現に変えたほうが良いと思います。

また、No.14の評価基準については、パブリックコメントを直近に控えていることから、今日の段階は原案のままとし、具体的に用地検討委員会で3次審査において評価する段階において、例えば先程私案として説明したようなもので追加するものがあれば、皆さんから自由に意見を出していただき、出来るだけ複数項目の多面的な観点から判断することが良いと思います。

また、No.15の経済性に関し、前回会議で用地取得費用ではなく資産価格とする表現が適切との意見がありました。

現在地の場合は資産価格という扱いになるという趣旨でしたが、事務局で表現を検討しておいてください。

また、No.16の地域社会貢献の評価基準については、今後、具体的に更に分解されるかもしれませんが、皆さんの意見によると、ごみ焼却熱の利用形態、防災機能の効果、情報発信機能の効果及び地域産業への寄与としての優位性とする多面的な観点で良いと思います。

また、最大加点について、No.14が40点、No.15が30点、No.16が30点でよろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

岩井邦夫 (委員)

No.16の地域社会貢献は、比較評価段階ではあくまでも可能性の話で、詳細は建設候補地を決定した後の検討になりますか。

寺嶋均 (委員長)

比較評価段階では実際に整備する内容は決定していないので、可能性の観点となります。全体を通して、意見質問はありますか。

黒須良次 (委員)

3次審査ですが、現在地の他、仮にA地区・B地区・C地区という候補地が抽出されたとして、ABC間の比較は方法が同じですが、ABCに対して現在地を比較する場合、前提条件がABCとは違います。

決定的に違うのは、現在地は用地が既にあるということです。

例えば、現在地は現時点における再評価を行い、現時点で取得した場合の土地価格で比較するなど、前提条件をきちんとしていないことには、適切に比較が出来ません。

また、ABCで次期中間処理施設を整備する場合は、現在地の跡地利用が1つの効果として生まれてくると思いますので、今後、そうした考え方の整理をしておく必要があると思います。

岩井邦夫 (委員)

現在地は資産価値で評価するという話になったと思いますが。

川砂智行 (事務局：副主査)

これまで、そうした意見はありましたが、結論は得ていません。

岩井邦夫（委員）

現在地の場合、用地費はゼロではないと。

黒須良次（委員）

当然、収用コストが掛かっていますので。

玉野辰弘（委員）

現在地の用地ですが、補助金を活用して購入している場合は、売却する際、補助金の返還義務が生じる場合があると思いますが、その辺は大丈夫ですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

現在地の用地取得に際し、補助金は活用していません。

なお、黒須委員から意見のあった現在地の跡地利用効果の件ですが、そこまで評価するのであれば、例えばABCの候補地を開発しないで済む評価もするべきと考えられます。

また、現在地を売却した場合にプラス評価するのであれば、例えば温水センターがなくなることによるマイナス評価もするのかという話にもなるので、そこまでの検討は踏み込まないほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

色々論点はあると思いますが、現在地とその他の地区の評価をどのように行うかは、注意してみる必要があると思います。

寺嶋均（委員長）

この件は事務局で検討しておいてください。

河邊安男（副委員長）

前回会議で話が出たと思いますが、現在地は属する町内会等がないということでした。

そうすると、現在地の場合、No.14の評価基準で掲げている同意書の有無は、どのように確認するのでしょうか。

岩井邦夫（委員）

隣接する町内会はあると思いますが。

河邊安男（副委員長）

隣接町内会で判断するという捉え方で良いですか。

渡邊忠明（副委員長）

先程の委員長の定義からすると、そうなると思います。

寺嶋均（委員長）

現在地に隣接町内会が存在するかは分かりませんが。

高橋康夫（事務局：主幹）

隣接町内会もありませんので、1番近い町内会ということになると思いますが。

河邊安男（副委員長）

また、事務局に要望ですが、余熱利用等で色々と話が出ていまして、例えば高効率発電でかなりの量の発電が出来るというようなイメージを持たれている方もいらっしゃると思いますが、166t/日という小さな規模では、それ程たくさんの発電は出来ないと思いますので、具体的に条件を定め、発電量及び発電した後の熱をどの程度外部供給出来るか試算し

てください。

なお、166 t/日という施設規模ですが、これはマックスであり、実際の焼却量としては、166 t/日を満たさない操業がほとんどです。

また、先程、委員長から説明のあったとおり、電気の特設供給は絶対に出来ないということではありませんが、法令の関係で簡単に供給することは出来ませんので、この点も加えてまとめてください。

岩井邦夫（委員）

今後は減量化が進むのでしょうか、現在の焼却量は120 t/日位ですか、

高橋康夫（事務局：主幹）

年間ごみ量を平均してしまうと120 t/日程度の搬入ですが、実際の操業は1炉運転か、または2炉運転という形になり、炉の組み合わせで日量の焼却量は、70 t、100 t、140 t、170 tの場合と様々で、これらを組み合わせながら操業しています。

1炉運転では発電したものは場内でしか使えないので、外部に供給出来る蒸気量は日量50 tから60 t程度となります。

2炉運転では850キロワットの発電をしながらも90 t程度の熱供給も出来るという組み合わせになります。ただし、不足する電力は購入します。

岩井邦夫（委員）

現施設は操業に当たり電力を購入する必要がありますが、次期施設では購入しないということですか。

寺嶋均（委員長）

そうです。

河邊安男（副委員長）

ですから、自己消費分を引けば僅かな量しか外に出ないと思います。

寺嶋均（委員長）

1炉操業でも、自己消費分の発電及び蒸気の外部供給が可能な仕組みを構築する必要があります。

柴田圭子（委員）

発電の機能を持たせて且つ蒸気の外部供給を行うことは、2つ施設が必要と思われませんが、建設費が膨らんでしまうことは考えられませんか。

高橋康夫（事務局：主幹）

仮に、4メガパスカル400℃の高圧ボイラーとして、3,000キロワットの発電量を確保しながら圧力及び温度の下がった蒸気を抽気し、外部供給することが可能です。

つまり、タービンの形式でそうしたことが可能となります。

寺嶋均（委員長）

発電のために高圧の蒸気は出来るだけ全量を使い、途中から蒸気を抜いて熱利用するという事です。

岩井邦夫（委員）

蒸気を抜くというのは、発電後の蒸気ということですか。

河邊安男（副委員長）

途中の蒸気です。

柴田圭子（委員）

せっかく発電出来るのに、熱利用のために蒸気を抜くのですか。

河邊安男（副委員長）

発電を優先するか、熱利用を優先するか、あるいは双方バランスを取るかという考え方によってタービンの設計が決まります。

そうした設計は、今後の検討事項となります。

柴田圭子（委員）

先程の試算の条件はどう考えますか。

河邊安男（副委員長）

積極発電で良いと思いますが、抽気も考えられます。

藤森義韶（委員）

発電量等は、ごみ処理基本計画検討委員会で審議していませんか。

高橋康夫（事務局：主幹）

審議していません。

藤森義韶（委員）

全く審議していませんか。

高橋康夫（事務局：主幹）

はい。

岩井邦夫（委員）

本当は、先に施設整備基本計画が策定されていれば良いのですが、現時点で未検討です。

黒須良次（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会で相当議論されていると思いますが、大前提として最大限売電し、その収入が事業収支計画の目玉になっていると思います。

売電が少しでも減ると収支バランスが相当崩れると思います。

岩井邦夫（委員）

そのようなことはありません。

売電の他、蒸気の売却先があれば別の話です。

どのようなエネルギーの使い方をするかというバランスで決まります。

高橋康夫（事務局：主幹）

ごみ処理基本計画検討委員会では、今後の施設をどうするかという具体的なところまで踏み込みません。

そうしたことは、場所が決まった後、当該地域に見合った熱バランスを施設整備基本計画で明らかにします。

亀倉良一（委員）

それは現時点で検討する必要があります。

そうしないと、これから議論する募集要項において、施設概要を書けません。

当然それはごみ処理基本計画検討委員会の中で作り上げる話です。

高橋康夫（事務局：主幹）

施設概要は、次の募集要項でまとめています。

次第4 候補地の募集要項（案）について

寺嶋均（委員長）

それでは次第の4番、「候補地の募集要項（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

朝日大輔（コンサルタント）

会議資料の6ページをご覧ください。

先ず、募集を行うための住民に向けたお願い文章です。

これは、11月3日に開催した意見交換会における委員意見として、亀倉委員から文章をより分かり易く表現したほうが良いとする案をいただき、その文章を軸にしながら若干修正を加えたものです。

特に、上から3段落目の部分ですが、地元合意形成を図ることは容易ではない旨のと、次期施設は環境負荷を排除し高度な熱利用を行う施設である部分をより分かり易く、より住民が応募しやすい内容として追記しました。

続いて7ページをご覧ください。

施設整備基本方針は、これまで相当議論されたところですが、1番下の赤字をご覧ください。

現在、ごみ処理基本計画検討委員会で、この施設整備基本方針の最終案を検討中です。

最終案の決定は、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議となりますので、12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議で改めて施設整備基本方針を見直す形が良いと思います。

続いて8ページをご覧ください。

前回会議の意見を踏まえ、リサイクルセンターの規模を追記しました。

続いて9ページをご覧ください。

（2）用地条件ですが、先程説明した評価項目及び評価基準に基づき、文章を修正しました。

また、（3）募集期間ですが、平成26年1月からスタートし、平成26年3月迄の約3か月間としました。

用地選定を公募で実施した他事例では、概ね3か月が多いことから、妥当な線であると考えています。

続いて10ページをご覧ください。

（6）その他の項目で、若干文章を追記しました。

先ず①番の個人情報に関し、応募者の個人情報は事務局のみが確認することをアピールす

るため、組合の関係条例を追記しました。

よって、委員であっても個人情報を確認することは出来ないことが、これで明確に表現されます。

③番は、応募の最小単位が土地所有者なので、町内会・自治会等の会長に事務局から応募の事実をお知らせする旨を追記しました。

④番、⑤番は、町内会・自治会等の同意書が添付されている場合及び地域活性化に関する提案がある場合は3次審査で評価する旨を追記しました。

続いて11ページをご覧ください。

建設予定地決定までの流れになりますが、主な修正点は3点あります。

1点目は、2次候補地を選定した後、前回会議の資料では説明会の開催としていましたが、まずは意見交換であるとした委員意見を受け、周辺住民意見交換会と表現を変更しました。

2点目は、順位付けの後に、印西地区全体を対象とした審査結果報告会の開催を追記しました。

3点目は、用地検討委員会が担任する事務の範囲を明確にするため、「最終結果を管理者へ報告」と記述した項目の補足説明として、以降の事務は組合で行う旨を追記しました。

これより最終結果報告までが用地検討委員会、以後の事務が組合であることを明確にしています。

続いて12ページをご覧ください。

先程説明した評価項目の大項目及び配点に基づき、文章を修正しました。

寺嶋均（委員長）

募集要項について皆さんの意見をいただきたいと思いますが、前文は亀倉委員に手を加えていただき、以前のいかにも役人が書いたような文章ではなく、住民の視点に立った文章となり、受ける印象が非常に良いです。

柴田圭子（委員）

12ページの3次審査について、先程私は地域社会貢献に対する点数付けに無理があるのではという発言をしましたが、最終的にどのようなようになりますか。

川砂智行（事務局：副主査）

地域社会貢献については30点という大項目の配点があるので、0点から30点という範囲をここに示しています。

実際の評価に当たっては、先程亀倉委員から評価視点を4点まとめていただきました。

なお、用地検討委員会の内規というような位置付けになるかもしれませんが、今後、より詳細な評価視点について更なる検討が必要になると考えています。

柴田圭子（委員）

確認ですが、加点する配点だけは決めておいて、中身については今後煮詰めていきましようということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

募集要項では、そこまで細かいところまで記載しませんが、先程ご審議いただいた比較評価項目・基準・配点及び補足資料も含めてパブリックコメント募集を行いますので、提出の

あった意見などを参考としながら、12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議で中間答申内容を最終決定したいと考えています。

渡邊忠明（副委員長）

私も6ページの文章について、非常に柔らかくて良いと思います。

しかし、「熱エネルギーを活用する発電施設であり」の後に、「環境教育にも活用され」を加えて「地域の特性に応じた」とつなげるべきと思います。

環境教育については、何も大袈裟な施設を新たに整備するということではなく、会議室などを活用しながらごみ処理の過程を見学してもらい学習するという意味です。

やはりごみ問題は、環境教育として非常に取り上げやすい材料なので、1つのキーワードとして加えてほしいと思います。

また、私が提案した2次候補地を選定した後に開催する周辺住民への説明会ですが、意見交換会までのことを想定していませんでしたし、先程、岩井委員が少し触れたように、この時点で意見交換することは注意が必要だと思います。

意見があれば聞いて3次審査に役立てることは結構だと思いますが、ここの表現は意見交換会ではなく説明会で良いと考えます。

川砂智行（事務局：副主査）

説明会とする表現では、住民の皆さまに理解を求める会議というような印象を与えてしまう可能性があることから、周辺住民意見交換会という表現に変更した経緯があります。

渡邊忠明（副委員長）

事務局の負担でなければ周辺住民意見交換会で結構です。

柴田圭子（委員）

施設整備基本方針に、委員長提出意見に記載されている「施設整備事業の経済性確保と契約の適正化」を加えて欲しいと思いますが、施設整備基本方針の最終決定は、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議における回答待ちですか。

寺嶋均（委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会で検討中の施設整備基本方針は、国が定めた廃棄物処理施設整備計画の内容をそのままぞったような感じとなっていますが、これだけでは住民の方々はどのような施設が整備されるのか理解及び想像が出来ませんので、現基本方針の内容を活かしながら、もう少し追記しても良いと思います。

なお、事務局からごみ処理基本計画検討委員会へ、追記したい内容を申し入れていただきたいと思っています。

それでは、募集要項について、前文から順に確認及び決を採りたいと思いますが、先ず6ページの前文についていかがですか。

岩井邦夫（委員）

先程の環境教育はどのように表現しますか。

渡邊忠明（副委員長）

「発電施設であり」の後に、「環境教育にも活用され地域の特性に応じた」というような形で繋げれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

以前、環境教育ではなく環境学習が良いという意見がありました。

渡邊忠明（副委員長）

環境学習のほうが良いです。

黒須良次（委員）

その場合の環境とは具体的に何を指していますか。

渡邊忠明（副委員長）

要するに、ごみのリサイクルなどについて、実物を見ながら意識の啓発をしていくということです。

黒須良次（委員）

一般の人が環境と聞くと動植物などの自然環境を想像し、大気やごみなどを想像する人はあまり居ないと思います。

単に環境では、かなり広い表現になる気がします。

鬼沢良子（学識経験委員）

以前は自然保護及び自然観察などに捉える場合が多く、現在は3 R及び CO₂ 削減などに捉える場合が多いですが、割と広範囲に捉えるようになりました。

黒須良次（委員）

そうすると、3 Rの推進等に関わる環境学習などという目的性があるわけですね。

寺嶋均（委員長）

現在の清掃工場は公害防止施設の観点なども含め、3 R及び地球環境など、非常に範囲が広い形での教材や学習の場として最適なので、環境学習の場となります

岩井邦夫（委員）

印西地区では小学校4年生が必ず印西クリーンセンターを社会見学しますが、ごみ処理施設だけではなく、他の環境も勉強する目的で見学します。

黒須良次（委員）

それでは環境学習に異論ありません。

寺嶋均（委員長）

渡邊副委員長から意見のあった環境学習に関する記述は加えてください。

それ以外は非常に柔らかな文章になっていて良いと思いますがいかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

次に7ページの施設整備基本方針についていかがですか。

黒須良次（委員）

次ページの高効率発電も同様ですが、3 Rなどの言葉の解説を加えたら良いと思います。

また、(2) 情報発信拠点、(5) 防災拠点化と、拠点という言葉が出てきますが、拠点という言葉は非常に誤解を招くので、情報発信機能や、防災機能の充実を目指しますなど、役

割りだけの表現で十分だと思います。

基本的にはあくまでも中間処理施設で、ごみ処理をするのが主題の施設なので、正にごみ処理の拠点です。

そこにまた情報発信拠点や、防災拠点を加えると、どういう施設が出来るのか分からなくなります。

また、防災拠点と表現すると、地域防災計画で定める防災拠点との違いの関係で問題になるということもあります。

寺嶋均（委員長）

拠点を違う表現に直すことで検討したいと思います。

岩井邦夫（委員）

この表現は、ごみ処理基本計画検討委員会の案ですか。

一字一句変えてないですね。

寺嶋均（委員長）

そうです。

岩井邦夫（委員）

12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議で直して欲しい旨を伝えるしかありません。

寺嶋均（委員長）

基本的な考え方は変更せず、表現の要変更点及び表現が足りない部分については、追記等を許していただくと。

川砂智行（事務局：副主査）

前回及び本日の用地検討委員会の会議録や基本方針に関する資料は、全てごみ処理基本計画検討委員会に提出しますので、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議である一定の結論は出していただけたと思います。

当該結論を確認した後、なおアレンジが必要なのであれば12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議で審議すれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

基本的な姿勢の問題として、ごみ処理基本計画検討委員会で施設整備基本方針を5項目挙げていますが、この方針を削除するのではなく、この方針を活かしながら、次期施設のイメージを市民に持っていただくために、用地検討委員会で必要に応じ追加説明及び表現変更を行うことのできることを了承をいただくことで良いと思います。

亀倉良一（委員）

施設整備基本方針と8ページの整備する施設の概要は、どこで線引きしたら良いのか分からないところがありますが、次期施設は出来るだけ経済性を重視すること及び300t/日を166t/日にするように、コンパクトな施設を目指すことが重要です。

また、厳しい公害防止基準を定めることなどは8ページに記載されていますが、是非、施設整備基本方針で掲げてもらいたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

それらをトータルして都市施設という位置付けになるので、（6）として「煙突と施設のデザインあるいは周囲の緑化等により地域景観にマッチした施設とする」などを加えてもらいたいと思います。

河邊安男（副委員長）

これらを議論していると相当の時間が必要になると思いますので、意見書を事務局に提出して、それをごみ処理基本計画検討委員会で審議してもらうやり方が良いと思います。

ここで議論してもまとまらないと思います。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

ごみ処理基本計画検討委員会で変更してもらえないと困ります。

寺嶋均（委員長）

補充して欲しい項目だけは発言しておかないとまずいと思います。

意見書でかなり出ており、繰り返しになってしまいますが、施設整備の進め方において情報公開と住民参加は重要な点となります。

また、施設整備事業の経済性の確保の観点も掲げる必要があると思います。

また、国が定めた廃棄物処理施設整備計画の内容をそのまま使っている関係で、少し見当違いな部分があります。

（3）の広域的な視野に立った廃棄物処理については、廃棄物処理の広域化を指していますが、印西地区は既に広域化されていますので、この「広域的」は「長期的」などに変更したほうが良いと思います。

柴田圭子（委員）

12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議を待ったほうが良いと思います。

今発言しても取り入れられるか分かりません。

岩井邦夫（委員）

しかし、発言はしておいたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

（5）災害対策の強化に関し、先程の防災拠点を防災機能とする中身について、避難収容というような形が考えられます。

柴田圭子（委員）

避難収容は、まだ議論が煮詰まっていないと思います。

藤森義韶（委員）

聞くところによると、ごみ処理基本計画検討委員会では、我々が今迄論議したことについても相当論議しているようです。

については、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議の結果を待って、それに補足するものがあれば加えていくという形で今日は終わりにしたらどうですか。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

寺嶋均（委員長）

ごみ処理基本計画検討委員会の審議結果を待つ形ですか。

藤森義韶（委員）

はい。

寺嶋均（委員長）

待って出てきたものを用地検討委員会でどう扱うか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程も少し説明しましたが、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議で決定する最終素案の内容を用地検討委員会で確認し、その後、なおアレンジが必要ということであれば、12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議で議論をすれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

パブリックコメントの募集は、12月22日以前になります。

川砂智行（事務局：副主査）

施設整備基本方針は最終決定していない旨を注記として追記しています。

岩井邦夫（委員）

用地検討委員会で出た意見は、ごみ処理基本計画検討委員会には伝えてありますか。

川砂智行（事務局：副主査）

前回会議の会議録は作成中ですが、本日の会議内容と合わせて用地検討委員会の意見はごみ処理基本計画検討委員会へ提出します。

高橋康夫（事務局：主幹）

前回会議における意見、本日の会議において提出のあった委員意見書及びごみ処理基本計画検討委員会委員から提出のあった意見書などを総合的に勘案し、12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議に施設整備基本方針案を再提出するので、ごみ処理基本計画検討委員会の審議後、先程説明したように12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議で結果を報告したいと思います。

寺嶋均（委員長）

それで良いと思いますが、いずれにしても用地検討委員会としては、施設整備基本方針がこのような形のままで、住民の方々にどのような施設が出来るのかイメージを持っていただくには不十分であると考えます。

よって、現施設整備基本方針を基本にして、用地検討委員会として更に追記するような形でアレンジしたほうが良いという意見があることだけはきちんと伝えてください。

現施設整備基本方針は、国が定めた廃棄物処理施設整備計画をそのままなぞったような形であり、これでは何が出来るのか中々住民の方に分かり難いです。

そういう意味合いで、用地検討委員会として色々意見が出てきたということなので、その点をごみ処理基本計画検討委員会へ事務局からよく伝えてください。

議論になるのはその点が原因だと思いますので、よろしくお願いします。

亀倉良一（委員）

募集要項に未確定の施設整備基本方針をどうしても記載しなければなりませんか。

募集要項の段階では施設整備基本方針は記載しないで、7ページの赤字部のみを記載し、8ページの整備する施設の概要で想いを少しプラスして書き込めば、大体分かるのではという感じがします。

藤森義韶（委員）

12月1日に開催予定のごみ処理基本計画検討委員会第6回会議の審議内容を踏まえた施設整備基本方針に対し、パブリックコメントを募集するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

現内容の施設整備基本方針でパブリックコメントを募集する考えです。

大須賀利明（事務局：工場長）

パブリックコメントの募集開始時期を説明したほうが良い。

（参考資料として「候補地の募集に向けた次期中間処理施設用地検討スケジュール」を配布）

川砂智行（事務局：副主査）

これは、事前にメール提出しているスケジュール資料ですが、本日の審議終了後、早速パブリックコメントの募集を開始したいと考えています。

パブリックコメント募集は周知が必要となりますが、早ければ明日から先ずはホームページで周知し、その後、11月26日頃に組合広報紙の臨時号を発行します。

また、12月1日には関係市町の広報紙でも周知をしていただけますので、3段階の周知を行いまして、募集期間としては最大で11月13日から12月13日の31日間となります。

なお、パブリックコメントの募集期間中ですが、12月8日に全体住民説明会も開催したいと考えています。

当面のスケジュールは、このような形となります。

大須賀利明（事務局：工場長）

何のためのパブリックコメント募集か趣旨を説明したほうが良い。

川砂智行（事務局：副主査）

パブリックコメント募集については以前も説明しましたが、通常は法令や条例に基づいて行う手続きですが、今回のパブリックコメントは、そういったものではなく、あくまで任意の手続きです。

今回、パブリックコメントを募集する主たる目的は、やはり透明性の確保及び全員参加型の取り組みの推進となります。

柴田圭子（委員）

パブリックコメントは、明日から募集するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

本日の審議結果に基づく修正等を行う必要があるのですが、実際のところ明日から募集することは難しいですが、可及的速やかに募集を開始したいと思います。

柴田圭子（委員）

パブリックコメントの募集期限はいつですか。

川砂智行（事務局：副主査）

募集期限は12月13日で考えています。

仮に明日から募集すると、募集期間日数としては31日間です。

柴田圭子（委員）

そうするとパブリックコメント募集で出た意見を検討するかたわら、用地の募集が始まるということですか。

川砂智行（事務局：副主査）

パブリックコメント募集が終わった後、12月22日に開催予定の用地検討委員会第9回会議でパブリックコメントの回答書の検討や、ごみ処理基本計画検討委員会からお示しいただく施設整備基本方針の最終素案などの確認を行い、その後、12月下旬に中間答申書を管理者に提出する予定です。

その後、1月6日から候補地の募集を開始したいと考えています。

寺嶋均（委員長）

調整期間が全体的にももの凄くタイトです。

7ページの施設整備基本方針は、とにかく先ずは用地検討委員会の意思をきちんと伝えてもらうということで良いですか。

（「異議なし」との発言あり）

なお、8ページの整備する施設の概要ですが、亀倉委員からこの内容をより詳しく記載するやり方もあるのではといった意見もありましたが。

亀倉良一（委員）

7ページに施設整備基本方針を載せるのであれば、このままで良いです。

柴田圭子（委員）

8ページの1番下の地域活性化へ寄与する地域振興や雇用創出については、先程の話し合いでは、ここまでのことは書かないことになったと思いますので、表現を一工夫してほしいと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

先程の比較評価項目の審議で色々と修正を加えていただきましたが、当該修正に伴い募集要項に波及する部分は、ここだけに限らず色々な箇所があると思いますので、その辺は事務局で全て確認し、修正が必要な点があれば後日皆様に連絡します。

岩井邦夫（委員）

これは建設候補地の決定後、地域振興や雇用創出については住民の皆さんと協議すると記

載されており、用地検討委員会から手が離れた後の話なので、このままで良いと思います。

柴田圭子（委員）

そういうことであれば、逆に何も記載しないほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

何も記載しないと、何もしないという話になってしまいます。

柴田圭子（委員）

そうであれば、雇用創出のための施設をまた建設するのかということにならないように、ぼかして表現したほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

ぼかす表現は良いですが、地域貢献は行うというアピールをここでしています。

これは用地検討委員会とは別な次元な話なので、これで良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

後日提出する事務局案の確認後、改めて考察していただければと思います。

亀倉良一（委員）

8ページの（2）に、現施設との比較みたいなものを記載すると分かり易いです。

河邊安男（副委員長）

比較項目として何をとり上げる考えですか。

岩井邦夫（委員）

処理能力ですか。

現施設の焼却能力は300t／日、リサイクル施設能力は50t／日。

寺嶋均（委員長）

表形式で比較するということですか。

亀倉良一（委員）

（1）に高効率ごみ発電施設としてのという文言がありますが、例えば、現施設の発電能力は850キロワットのところ、今後は2,000キロワット程度になると思います。

その辺の数字を出すことが出来るか分かりませんが、とにかく現施設よりは高機能になるイメージを掴めるようにしたらどうですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

それであれば、参考までに現施設の内容を一表としてまとめることでいかがでしょうか。

なお、今後の高効率発電で何キロワットの発電が可能かは、現時点では未確定です。

柴田圭子（委員）

どう変わるかを示さないといけません。

岩井邦夫（委員）

しかし、何も無いよりは良いです。

亀倉良一（委員）

高効率発電としては、160t／日の処理規模だと発電効率は15.5%以上という規定がありますが、現施設の発電効率は3.5%位だと思います。

例えば、そうした比較を数字で出来れば、非常に分かり易いと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

現施設の発電設備は、昭和61年に1・2号炉を建設した際のものです。

その後、3号炉を増炉したので発電効率は低いものの、増炉前の発電効率は10%程度ありました。

その辺の正確な表現が難しく、少し誤解を生む可能性があるので、発電効率の比較はしたくないのが正直なところです。

なお、現施設の公称能力及び施設面積は記載出来ます。

岩井邦夫（委員）

現施設の設計時の能力を一覧表として載せれば良いと思います。

何もないよりかは良いです。

柴田圭子（委員）

現施設と次期施設の比較が出来なければ、あまり意味がないと思います。

藤森義韶（委員）

原案のとおりで良いと思います。

亀倉良一（委員）

発電効率は結構ですが、処理能力は載せるべきと思います。

岩井邦夫（委員）

現施設や前回計画の施設よりもコンパクトであることは表現出来ますね。

川砂智行（事務局：副主査）

処理能力だけ対比出来れば良いと思います。

発電効率などについては、一般の方はあまり気にされないと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、施設規模について新旧の比較が出来るようにすることでいかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

なお、8ページの1番下の項目は柴田委員から意見がありましたが、組合としては出来るだけ手を挙げていただき易いようにという想いもあり、こうした表現にしたと思います。

また、建設候補地決定後の話なので、このまま残しておいても良いと思いますが。

藤森義韶（委員）

先程事務局から、今迄の経緯をとらえて再検討するとの説明がありました。

川砂智行（事務局：副主査）

先程説明したように、他にも波及する部分が色々あるので、今個別の議論をしても正直あまり意味がないと思います。

一旦事務局で検討し、変更した部分を改めてお示しするので、その後に議論いただいたほうが良いと思います。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

後日、確認の場があるということで、次の9ページに移ります。

意見はありますか。

岩井邦夫（委員）

応募条件ですが、応募出来る人は土地の所有者と町内会・自治会等の会長と記載されています。

私的企業はまずいとは思いますが、例えば農業団体や工業団体などが、熱エネルギーを活用するプランを持っていて、土地所有者の了解も得ている場合は、積極的に受け入れて良いと思います。

ついては、自治会等の「等」の範囲を広げてもらいたいと思います。

そうした団体から応募があるかは分かりませんが、方向性として幅を広げてほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

そうした団体が手を挙げたい際、原案の表現では手を挙げにくいということですね。

山本博久（委員）

最初に「土地所有者（個人及び法人等）」と記載してありますが。

岩井邦夫（委員）

土地所有者でなく、新事業を推進したい団体が土地所有者の了解を得て応募するという事です。

これは町内会・自治会も一緒だと思いますが、自分の土地ではないものの、土地所有者の了解を得て町興しのために応募したいということなので、それと同じ考えで対象を広げればより良いと思います。

亀倉良一（委員）

協同組合などが想定されますか。

岩井邦夫（委員）

私が1番応募してもらいたいのが農業団体で、熱エネルギーを使った農業を推進してもらいたいと思います。

藤森義韶（委員）

応募者の意思を尊重しながら、応募の段階で判断すれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

ただ、原案では各種団体は対象外とも読めます。

川砂智行（事務局：副主査）

応募条件はシンプルに分かり易くしたいのですが、先に10ページをご覧ください。

(6)⑤番に地域活性化への寄与に関する提案があれば評価すると記載していますが、岩井委員が想定されているケースは、本項で読み取れるかと思います。

岩井邦夫（委員）

ここで読み取るのは無理があると思います。

渡邊忠明（副委員長）

町内会・自治会・各種団体と表現するのはどうですか。

糸山豊（コンサルタント）

元々、土地所有者の合意が必要となりますが。

渡邊忠明（副委員長）

それは常識として当然です。

岩井邦夫（委員）

事業を起こしたいという団体が土地所有者の了解を得て隣接地に熱利用施設を造りたいという計画を歓迎したほうが、可能性がより広がると思います。

なお、町内会の応募は、まず有り得ないと思います。

藤森義韶（委員）

それは分かりません。

川砂智行（事務局：副主査）

結論から先に申し上げますが、原案のままで良いと思います。

各種団体から相談があれば、「等」で読めます。

また、先程説明したように、地域活性化に関する提案があれば評価するとしていますので、色々な幅を持たせた理解が出来ると思います。

岩井邦夫（委員）

それでは説明会等でその点を柔軟に説明してください。

寺嶋均（委員長）

応募に関する説明会の機会はありません。

岩井邦夫（委員）

9ページの（5）ですが、説明会に関し、希望があれば開催するのではなく、先ず説明したほうが良いと思います。

その中で幅を持たせた説明をしてください。

大須賀利明（事務局：工場長）

説明会をどのように開催する考えですか。

岩井邦夫（委員）

募集要項の中身及び評価方法の説明です。

大須賀利明（事務局：工場長）

開催場所や回数等を具体的に確認します。

岩井邦夫（委員）

印西地区はさほど広くないので、1箇所の開催で良いと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

全体説明会ということですか。

岩井邦夫（委員）

候補地の公募に興味のある方、また、募集を考えている方に解説をするということです。なお、更に相談したいという方には、別途説明しても良いと思います。

藤森義韶（委員）

今の説明会については、開催の必要はないと思います。

公募をした際、色々な問題点や質問が出て来るとと思いますので、その対応で吸収出来ると思います。

岩井邦夫（委員）

私は逆の考えです。

藤森義韶（委員）

全体説明会の開催は親切丁寧かもしれませんが、開催することは本当に大変なので、実際に意味があるかどうかを良く考えたほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

見解が違いますが、私は意味があると思います。

藤森義韶（委員）

私は、事前の全体説明会は全く必要ないと思います。

柴田圭子（委員）

前回計画では、候補地を公募していないのに農業団体が手を挙げ、当時の検討委員会を対象外ということで却下した経緯があります。

今回の公募についても、やる気があるところは応募して来るとと思いますので、その際は原案の「等」で解釈すれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

前回計画で農業団体が、手を挙げたのですか。

岩井邦夫（委員）

初めて聞きました。

寺嶋均（委員長）

そうだとすると、明記しておいたほうが良いような気がします。

岩井邦夫（委員）

私もそう思います。

柴田圭子（委員）

前回計画の用地抽出は、関係市町村からの推薦でしたが、今回は募集の間口が広がっているので、原案のままでもやる気があれば応募すると思います。

岩井邦夫（委員）

我々は間口を広げて出来るだけ応募してもらおうスタンスで考えているので、それはどうかと思います。

亀倉良一（委員）

関係市町に確認しますが、原案でカバー出来ない可能性のある団体はありますか。

川嶋一郎（印西市：課長）

前回計画では、発作地区の農業関係団体から手が上がったと聞いています。

亀倉良一（委員）

それは協同組合か何かですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

その件については、発作の営農組合から手が挙がり、土地の所有者は20人から30人位でした。

前回計画の用地抽出は関係市町村からの推薦であったことから、当時の検討委員会の会議で審議した結果、取り扱わないことで決しました。

今回も営農組合等からの応募の可能性はなくはないのですが、その際にご相談という形になると思います。

また、そうしたケースでも説明会等の希望があれば必要な対応をします。

寺嶋均（委員長）

募集要項の中に、質問等があれば事務局として相談に乗るといった内容は入っていますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

9ページ（5）に記載しています。

また、募集要項の最後に、問い合わせ・提出先があるので、応募を検討される方は組合に相談に来られるのか、あるいは連絡があるものと考えています。

寺嶋均（委員長）

前回計画の用地抽出は市町村推薦であったにも関わらず、市町村以外から積極的に手が挙がったとのことですが、今回は公募という形なので、興味のある団体は当然応募する、または問い合わせがあるという前提ですね。

岩井邦夫（委員）

表現の変更に対抗する理由がよく分かりませんが、皆さんがそういう意向であれば了解します。

寺嶋均（委員長）

渡邊副委員長からは、応募者の表現に各種団体を加える意見がありました。

高橋康夫（事務局：主幹）

決していただければ各種団体を加えますが、団体の定義を設定する関係から注記欄等を設ける必要が生じ、募集要項が複雑になる可能性はあります。

藤森義韶（委員）

それと、各種団体を加えた場合、正体不明の団体からの応募も懸念され、用地検討委員会で団体の実態を調査しなければならないという問題が伴う可能性があるため、原案の表現で良いという気がします。

また、原案の表現は、応募の範囲を狭めるものではないという気がします。

なお、9ページ（5）に説明会とありますが、応募の検討にあたりという書き出しになっていますので、これは説明会ではないような気がします。

川砂智行（事務局：副主査）

この説明会は、応募を検討されている方がより具体的な説明を受けたい際、希望に応じてオンデマンドに対応するという事です。

藤森義韶（委員）

分かりました。

渡邊忠明（副委員長）

広く参加者を募らないのであれば、表現としては説明会ではなく説明の実施が妥当です。

寺嶋均（委員長）

9ページの取り扱いを整理したいと思います。

岩井委員から具体的な意見をいただいたところですが、原案でも積極的な団体の取り扱いは可能と考えられますので、このままで良いと考えます。

また、(5)のタイトルは説明会を説明の実施に改めることで良いと考えます。

（「異議なし」との発言あり）

10ページで何か意見はありますか。

ここは問題ないと思いますが。

（「異議なし」との発言あり）

糸山豊（コンサルタント）

9ページの(5)を説明の実施としましたが、その内容であれば、10ページのその他に入れても良いと思います。

岩井邦夫（委員）

それで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

記載する場所を移動するということですね。

説明の実施は10ページ⑥に移動することで良いですか。

（「異議なし」との発言あり）

11ページで何か意見はありますか。

藤森義韶（委員）

1番心配していることは、周辺住民意見交換会です。

この意見交換会は2次審査の後に開催する予定となっておりますが、これまでの経緯及び他自治体の事例を見ても、かなりの時間と労力を要する部分だと思っておりますので、果たして1回だけの意見交換会で良いかどうか危惧します。

1回の意見交換会で判断すると予め決めたとしても、実際には色々な意見が出て、多分、結論がその場で出せない状況になると思います。

ついては、1回とは限らない時間的な余裕を少し見ておく必要があると思います。

川砂智行（事務局：副主査）

周辺住民意見交換会は、地元の住民の皆さまを説得するのではなく、あくまでも理解度・

協力度を確認することを目的としています。

地元の皆様には、既に1次審査の段階で候補地として応募があった旨はお知らせしますので、かなり早い段階から地元で清掃工場が計画される可能性があるということは認識されま

す。認識された後は、ご理解を深めていただきたいのですが、これは、我々からの情報提供の内容、やり方及び頻度も重要になります。

これまでの会議で、ある程度情報が出揃ってから理解度を確認すべきだという意見もありましたが、それまでに必要な期間というものには当然あると思いますので、その辺は当然配慮しながら進めるべきだと思います。

よって、適切な開催時期は、きちんと判断したいと思います。

藤森義韶（委員）

分かりました。

岩井邦夫（委員）

意見交換会を予め何回開催すると記載する必要はないと思います。

開催回数は状況に応じて判断すれば良いと考えます。

寺嶋均（委員長）

出来るだけ早い段階から候補地が属する自治会にはお知らせすることをしつつ、自治会の内部で意向を固める動きを促すような形で進めるということでしょうか。

この建設予定地決定までの流れについては、これ迄の委員意見に基づき大分修正を加えましたが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

異議なしと認め、12ページに移ります。

比較評価項目等を要約したのですが、何か意見はありますか。

亀倉良一（委員）

用地検討委員会を最終答申書を管理者に提出するところまでが担当事務で、以後の事務は組合で行う旨を付け加える必要があると思います。

岩井邦夫（委員）

その分担内容は、11ページで確認出来ます。

川砂智行（事務局：副主査）

12ページは、評価項目、評価基準及び配点の概略です。

亀倉良一（委員）

分かりました。

山本博久（委員）

原案のままで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、募集要項について、一部修正やごみ処理基本計画検討委員会への申し入れ事項

などがありましたが、皆さん了解いただいたということによろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

岩井邦夫 (委員)

スケジュールは審議しなくて良いですか。

川砂智行 (事務局：副主査)

スケジュールに関して何かご質問等があれば、個別に事務局までお問い合わせください。

藤森義韶 (委員)

当初、先進地視察を予定していましたが、今後のスケジュールの中に入り込む余地はありますか。

高橋康夫 (事務局：主幹)

年内は難しいと思いますが、年度内には先進地視察を行いたいと考えています。

次第5 その他

寺嶋均 (委員長)

最後に、次第の5番、「その他」を議題とします。

その他、何かありますか。

川砂智行 (事務局：副主査)

次回の会議開催は12月22日で、この場所同じ時間となりますので、よろしくお願ひします。

寺嶋均 (委員長)

最後に、会議録に発言者の名前を記載してよろしいか確認します。

名前を記載することによろしいですか。

(「異議なし」との発言あり)

次第6 閉会

寺嶋均 (委員長)

これで、本日の会議を閉会します。遅くまでご協力いただき、ありがとうございました。

平成25年11月12日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（第8回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26 年 2 月 27 日

委 員 長 寺嶋 均

会議録署名委員 渡邊 忠明

会議録署名委員 河邊 安男